

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(59) …… 2
- 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(60) …… 2
- 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例(61) …… 2
- 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(62) …… 2
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(63) …… 3
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(64) …… 3
- 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(65) …… 15

規 則

- 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(101) …… 18
- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(102) …… 18
- 職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(103) …… 20
- 災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則(104) …… 20

訓 令 甲

- 世田谷区職員表彰規程の一部改正(42) …… 20

告 示

- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(736) …… 20
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(737) …… 20
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(738) …… 20
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(739) …… 20
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示(740) …… 21
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(741) …… 21
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示(742) …… 21
- 住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し及び住民票の写しの無効の告示(743) …… 21
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の策定及び関係図

- 書縦覧の告示(744) …… 21
- 世田谷区街づくり条例に基づく街づくり誘導地区の指定の告示(745) …… 21
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路指定の告示(746) …… 21
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(747) …… 21
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(748) …… 21
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(749) …… 22
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(750) …… 22
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(751) …… 22
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(752) …… 22
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示(753) …… 22
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の区域変更の告示(754) …… 22
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(755) …… 22
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(756) …… 22
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(757) …… 22
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(758) …… 22
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(759) …… 22
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(760) …… 23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(761) …… 23
- 令和5年第4回世田谷区議会定例会招集の告示(762) …… 23
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(763) …… 23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(764) …… 23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(765) …… 23
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(766) …… 23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(767) …… 23
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(768) …… 23
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(769) …… 23
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(770) …… 23
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(771) …… 24

- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の告示(772) …… 24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(773) …… 24
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(774) …… 24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(775) …… 24
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(776) …… 24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(777) …… 24
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(778) …… 24
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(779) …… 24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(780) …… 24
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(781) …… 25
- 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(782) …… 25

公 告

- 国土調査法に基づく地図及び簿冊の作成公告(98) …… 29
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(99) …… 29
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(100) …… 30
- 予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施内容の変更の公告(101) …… 30
- 屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告(102) …… 30
- 土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類等の送付に伴う関係図書縦覧の公告(103) …… 30
- 土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類等の送付に伴う関係図書縦覧の公告(104) …… 31
- 土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類等の送付に伴う関係図書縦覧の公告(105) …… 31
- 土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類等の送付に伴う関係図書縦覧の公告(106) …… 31
- 土地収用法に基づく裁決申請書及びその添付書類等の送付に伴う関係図書縦覧の公告(107) …… 31
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(108) …… 31

規 則 (教)

- 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則(19) …… 31
- 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(20) …… 32

告 示 (教)

- 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(4) …… 32

世田谷区公報

- 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(5) 32
 - 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(6) 34
- 告 示 (選)**
- 公職選挙法に基づく公職候補者の選挙運動に関する収支報告書の告示(36) 35
 - 世田谷区選挙管理委員会会計年度任用職員の報酬の額の告示の一部を改正する告示(37) 35

条 例

次に掲げる条例を公布する。

令和5年11月30日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区条例第59号

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第60号

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第61号

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第62号

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第63号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第64号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第65号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の表議長の項中「926,900円」を「929,600円」に改め、同表副議長の項中「784,800円」を「787,100円」に改め、同表委員長の項中「663,600円」を「665,500円」に改め、同表副委員長の項中「631,700円」を「633,500円」に改め、同表議員の項中「614,700円」を「616,500円」に改める。

第8条第2項中「100分の190」を「、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の200」に改める。

第2条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の200」を「100分の195」に改める。

附 則

1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(第2条の改正規定に限る。以下同じ。)による改正後の世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された議員報酬は、改正後の条例の規定による議員報酬の内払とみなす。

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区監査委員の給与等に関する条例(平成4年3月世田谷区条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「660,200円」を「662,100円」に改め、同項第2号中「640,200円」を「642,100円」に改める。

第5条第3項中「100分の190」を「、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の200」に改める。

第2条 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の200」を「100分の195」に改める。

附 則

1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(第2条第1項の改正規定に限る。以下同じ。)による改正後の世田谷区監査委員の給与等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区監査委員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区長等の給料等に関する条例(昭和47年6月世田谷区条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「100分の190」を「、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の200」に改める。

別表第1区長の項中「1,050,100円」を「1,053,200円」に改め、同表副区長の項中「808,300円」を「810,700円」に改める。

第2条 世田谷区長等の給料等に関する条

例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の200」を「100分の195」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条及び次項から第4項までの規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(別表第1の改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の世田谷区長等の給料等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区長等の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。(世田谷区長に係る特例措置)

3 適用日から令和6年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の別表第1区長の項の規定の適用については、同項中「1,053,200円」とあるのは、「1,050,100円」とする。

4 令和5年12月に支給する世田谷区長の期末手当についての第1条の規定による改正後の第4条第3項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の200」とあるのは、「100分の190」とする。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和47年6月世田谷区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「763,300円」を「765,500円」に改める。

第4条第3項中「100分の190」を「、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の200」に改める。

第2条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の200」を「100分の195」に改める。

附 則

1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(第2条の改正規定に限る。以下同じ。)による改正後の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する

<p>条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第21号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第3項を次のように改める。</p> <p>3 前項の給料表の給料月額に増額等改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。次項において同じ。)があった場合における会計年度任用職員に対する前項の給料表の適用は、給与条例及び幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>第3条に次の1項を加える。</p> <p>4 前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、第2項の給料表を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の12月1日とする。</p> <p>(1) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間(区における任命権者によって任用される期間に限る。)が、通算して3月以下の会計年度任用職員</p> <p>(2) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間(区における任命権者によって任用される期間に限る。)中の勤務日数及び勤務時間について、1週間当たり</p>	<p>の勤務日数が2日以下、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員</p> <p>第17条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。</p> <p>第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「第17条」を「第17条の2」に改める。</p> <p>第2条第1項中「及び期末手当」を「期末手当及び勤労手当」に改める。</p> <p>第15条第2項中「期末手当」の次に「及び勤労手当」を加え、同条第3項中「第1号及び第2号」を「同条第1号及び第2号」に改める。</p> <p>第16条中「期末手当」の次に「及び第17条の2の勤労手当」を加える。</p> <p>第17条第2項中「報酬」を「報酬の額」に、「100分の130」を「100分の120」に改め、同条第3項中「一時差止め」を「支給の一時差止め」に改める。</p> <p>第2章中第17条の次に次の1項を加える。</p> <p>(会計年度任用職員の勤労手当)</p> <p>第17条の2 勤労手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。</p> <p>2 勤労手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得</p>	<p>た額とする。</p> <p>3 勤労手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤労手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p>附則</p> <p>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。</p> <p>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第11号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。</p> <p>第21条第2項ただし書中「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。</p> <p>第21条の4第2項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の107.5」を「10.0分の117.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。</p> <p>第22条の2第1項第1号中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。</p> <p>別表第1及び別表第2を次のように改める。</p>
---	---	---

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

イ 行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	153,500	208,500	235,600	260,300	288,700	370,800
	2	154,600	209,900	237,400	262,200	290,900	373,600
	3	155,700	211,200	239,200	264,200	293,300	376,400
	4	156,900	212,500	240,900	266,200	295,700	379,200
	5	158,100	213,800	242,700	268,400	298,000	381,900
	6	159,300	215,100	244,600	270,400	300,400	384,600
	7	160,500	216,500	246,500	272,300	302,800	387,400
	8	161,700	218,000	248,400	274,400	305,200	390,200
	9	162,900	219,800	250,200	276,500	307,700	393,000
	10	164,100	221,300	252,200	278,600	310,200	395,800
	11	165,500	222,900	254,100	280,600	312,500	398,700
	12	166,800	224,500	256,100	282,800	314,900	401,600
	13	168,100	226,000	258,000	284,800	317,400	404,400
	14	169,600	227,600	260,000	287,000	319,900	407,300
	15	171,100	229,200	261,800	289,100	322,200	410,200
	16	172,600	230,700	263,900	291,300	324,600	413,100
	17	174,100	232,300	265,900	293,600	327,200	416,000
	18	175,800	233,800	267,900	295,900	329,700	418,900
	19	177,700	235,300	269,900	298,100	332,200	421,900
	20	179,600	237,000	272,000	300,300	334,900	424,900

世田谷区公報

21	181,400	239,000	273,900	302,500	337,400	427,800
22	183,200	240,700	276,000	304,700	340,100	430,800
23	185,100	242,600	278,000	307,000	342,700	433,900
24	187,000	244,300	280,000	309,200	345,400	436,900
25	188,800	246,000	282,200	311,400	348,000	439,900
26	190,700	247,700	284,500	313,800	350,700	442,700
27	192,700	249,500	286,900	316,300	353,400	445,700
28	194,500	251,400	289,300	318,800	356,100	448,600
29	196,200	253,200	291,700	321,300	358,800	451,400
30	197,200	255,300	293,700	323,700	361,600	454,200
31	198,100	257,400	295,900	326,200	364,400	456,900
32	199,000	259,500	298,000	328,500	367,200	459,400
33	199,700	261,700	300,100	330,800	370,000	461,900
34	200,700	263,400	302,100	333,100	372,600	464,300
35	201,700	265,200	304,200	335,400	375,200	466,500
36	202,900	267,000	306,400	337,800	377,900	468,700
37	204,100	269,000	308,400	340,100	380,600	470,600
38	205,500	270,600	310,500	342,400	383,300	472,600
39	207,000	272,500	312,500	344,800	385,700	474,400
40	208,400	274,400	314,600	347,100	388,300	476,200
41	210,000	276,300	316,700	349,300	390,800	477,800
42	211,600	277,900	318,900	351,500	393,400	479,400
43	213,400	279,800	320,900	353,800	395,800	480,800
44	215,100	281,700	323,000	355,900	398,300	482,300
45	217,000	283,500	324,900	358,100	400,700	483,600
46	218,400	285,200	327,000	360,300	403,100	485,000
47	220,000	287,100	329,000	362,400	405,300	486,200
48	221,600	288,900	331,100	364,500	407,500	487,500
49	223,300	290,700	333,100	366,500	409,600	488,600
50	224,700	292,400	335,100	368,600	411,600	489,800
51	226,300	294,100	337,000	370,600	413,400	490,800
52	227,900	295,800	339,000	372,600	415,200	491,800
53	229,600	297,400	341,000	374,600	416,900	492,800
54	231,000	299,100	343,000	376,500	418,400	493,800
55	232,500	300,900	344,900	378,400	419,900	494,700
56	234,200	302,400	346,700	380,200	421,300	495,600
57	235,800	304,100	348,600	381,900	422,500	496,400
58	237,200	305,700	350,500	383,700	423,700	497,200
59	238,600	307,300	352,200	385,400	424,800	498,000
60	240,300	309,000	354,000	387,100	425,700	498,700
61	242,000	310,600	355,800	388,600	426,700	499,400
62	243,300	312,100	357,500	390,200	427,600	500,100
63	244,800	313,700	359,200	391,700	428,400	500,800
64	246,600	315,300	360,900	393,100	429,200	501,400
65	248,200	316,800	362,500	394,400	430,000	502,000
66	249,700	318,300	364,200	395,500	430,700	502,600
67	251,300	319,800	365,800	396,600	431,500	503,100
68	252,900	321,200	367,300	397,600	432,200	503,600
69	254,400	322,700	368,800	398,600	432,800	504,100
70	255,800	324,100	370,300	399,400	433,500	504,600
71	257,400	325,500	371,700	400,300	434,100	505,100
72	259,000	326,800	373,000	401,100	434,700	505,600
73	260,600	328,100	374,300	401,900	435,200	506,100
74	262,000	329,300	375,500	402,600	435,800	506,600
75	263,500	330,500	376,600	403,400	436,300	507,100
76	265,000	331,600	377,500	404,100	436,900	507,600
77	266,500	332,700	378,500	404,800	437,500	508,100
78	267,800	333,800	379,400	405,400	438,100	508,600
79	269,300	334,800	380,300	406,100	438,700	509,100
80	270,800	335,800	381,000	406,700	439,100	509,600
81	272,400	336,600	381,800	407,300	439,600	510,100
82	273,900	337,500	382,600	407,800	440,100	510,600
83	275,400	338,300	383,300	408,400	440,600	511,100
84	276,800	339,100	383,900	408,900	441,100	511,600
85	278,200	339,700	384,600	409,400	441,600	512,100

世田谷区公報

令和5年12月20日(第753号)

	86	279,600	340,400	385,200	409,800	442,100	512,600
	87	281,100	341,000	385,800	410,300	442,600	513,100
	88	282,400	341,600	386,300	410,800	443,100	513,600
	89	283,800	342,200	386,800	411,200	443,600	514,100
	90	285,200	342,800	387,300	411,700	444,100	
	91	286,600	343,400	387,800	412,200	444,600	
	92	287,800	343,900	388,300	412,600	445,100	
	93	289,100	344,400	388,800	413,000	445,500	
	94	290,400	344,900	389,300	413,500	446,000	
	95	291,700	345,400	389,800	414,000	446,500	
	96	292,800	345,900	390,300	414,400	447,000	
	97	294,000	346,400	390,800	414,800	447,500	
	98	295,200	346,800	391,200	415,200	448,000	
	99	296,400	347,300	391,700	415,600	448,500	
	100	297,600	347,800	392,200	416,000	449,000	
	101	298,600	348,300	392,700	416,400	449,500	
	102	299,700	348,700	393,200	416,800	450,000	
	103	300,800	349,200	393,700	417,200	450,500	
	104	301,800	349,700	394,100	417,600	451,000	
	105	302,700	350,200	394,500	418,000	451,500	
	106	303,700	350,600	394,900	418,400	452,000	
	107	304,600	351,000	395,300	418,800	452,500	
	108	305,500	351,400	395,700	419,200	453,000	
	109	306,400	351,800	396,100	419,600	453,500	
	110	307,200	352,200	396,500	420,000		
	111	308,000	352,600	396,900	420,400		
	112	308,800	353,000	397,300	420,800		
	113	309,400	353,400	397,700	421,200		
	114	310,100	353,800	398,100	421,600		
	115	310,700	354,200	398,500	422,000		
	116	311,300	354,600	398,900	422,400		
	117	311,800	355,000	399,300	422,800		
	118	312,300	355,400	399,700	423,200		
	119	312,700	355,800	400,100	423,600		
	120	313,100	356,200	400,500	424,000		
	121	313,400	356,600	400,900	424,400		
	122	313,800		401,300	424,800		
	123	314,200		401,700	425,200		
	124	314,600		402,100	425,600		
	125	315,000		402,500	426,000		
	126	315,300		402,900	426,400		
	127	315,700		403,300	426,800		
	128	316,100		403,700	427,200		
	129	316,500		404,100	427,600		
	130	316,900		404,500			
	131	317,300		404,900			
	132	317,700		405,300			
	133	318,000		405,700			
	134	318,400					
	135	318,700					
	136	319,000					
	137	319,300					
	138	319,600					
	139	319,900					
	140	320,200					
	141	320,500					
	142	320,800					
	143	321,100					
	144	321,400					
	145	321,700					
	146	322,000					
	147	322,300					
	148	322,600					
	149	322,900					
定年前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

世田谷区公報

再任用 短時間 勤務職 員	円	円	円	円	円	円
	198,300	232,900	270,900	288,700	313,000	380,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第19条に規定する職員を除く。

ロ 行政職給料表（二）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	138,800	209,800	229,200	234,600
	2	139,500	211,300	230,900	236,300
	3	140,200	213,000	232,700	238,000
	4	140,900	214,500	234,500	239,800
	5	141,600	216,000	236,100	241,700
	6	142,300	217,500	237,900	243,500
	7	143,000	219,100	239,600	245,200
	8	143,700	220,700	241,400	247,200
	9	144,400	222,300	243,300	248,900
	10	145,100	224,200	245,200	250,800
	11	145,800	226,000	247,300	252,700
	12	146,500	227,800	249,400	254,600
	13	147,200	229,700	251,200	256,600
	14	148,200	231,300	253,200	258,600
	15	149,200	232,800	255,100	260,500
	16	150,200	234,400	256,900	262,500
	17	151,200	236,200	258,700	264,400
	18	152,300	237,600	260,400	266,300
	19	153,400	239,300	262,200	268,300
	20	154,500	240,900	264,100	270,200
	21	155,700	242,600	265,800	272,200
	22	156,900	244,000	267,700	274,300
	23	158,100	245,700	269,400	276,400
	24	159,300	247,300	271,200	278,600
	25	160,500	248,900	273,000	280,800
	26	161,600	250,400	274,900	282,900
	27	163,000	252,100	276,600	285,100
	28	164,300	253,700	278,400	287,100
	29	165,600	255,000	280,300	288,800
	30	167,100	256,700	281,900	291,100
	31	168,500	258,200	283,600	293,100
	32	170,000	259,700	285,400	295,200
	33	171,400	261,100	287,100	297,200
	34	173,200	262,600	288,900	299,300
	35	175,000	264,200	290,500	301,400
	36	176,600	265,500	292,200	303,400
	37	178,100	267,000	293,900	305,300
	38	179,100	268,400	295,700	307,200
	39	179,900	269,800	297,300	309,200
	40	180,700	271,300	298,900	311,100
	41	181,300	272,700	300,500	313,000
	42	182,200	274,000	302,100	314,900
	43	183,100	275,500	303,600	316,700
	44	184,200	276,800	305,100	318,600
	45	185,300	278,200	306,700	320,300
	46	186,600	279,500	308,200	322,200
	47	188,000	280,800	309,600	323,900
	48	189,200	282,000	311,100	325,700
	49	190,700	283,300	312,500	327,400
	50	192,100	284,600	313,900	329,100
	51	193,800	285,800	315,300	330,700
	52	195,300	286,900	316,600	332,300
	53	197,000	288,100	317,900	333,800
	54	198,300	289,100	319,200	335,400
	55	199,800	290,200	320,400	336,800
56	201,200	291,100	321,500	338,300	

世田谷区公報

令和5年12月20日(第753号)

57	202,400	292,100	322,500	339,600
58	204,000	293,100	323,700	341,000
59	205,500	294,000	324,600	342,300
60	206,900	294,800	325,400	343,600
61	208,500	295,500	326,300	344,700
62	209,700	296,300	327,000	345,700
63	211,100	297,000	327,800	346,600
64	212,700	297,700	328,400	347,500
65	214,100	298,300	329,100	348,400
66	215,400	298,900	329,800	349,100
67	216,600	299,400	330,400	349,900
68	218,200	299,900	330,900	350,600
69	219,700	300,500	331,300	351,300
70	220,900	301,000	332,000	351,900
71	222,300	301,500	332,600	352,600
72	223,900	301,900	333,000	353,200
73	225,400	302,400	333,400	353,800
74	226,700	302,800	333,900	354,300
75	228,200	303,300	334,300	354,900
76	229,600	303,700	334,700	355,500
77	231,000	304,100	335,100	356,000
78	232,300	304,500	335,600	356,400
79	233,700	305,000	336,000	356,900
80	235,200	305,400	336,400	357,400
81	236,600	305,800	336,900	357,800
82	237,900	306,200	337,300	358,200
83	239,300	306,600	337,700	358,600
84	240,600	307,100	338,200	359,000
85	242,000	307,500	338,500	359,400
86	243,200	307,800	338,900	359,800
87	244,500	308,200	339,400	360,300
88	245,900	308,500	339,700	360,600
89	247,700	308,900	340,100	361,000
90	248,700	309,200	340,400	361,500
91	250,100	309,600	340,700	361,900
92	251,300	309,900	341,100	362,200
93	252,600	310,300	341,400	362,500
94	253,900	310,600	341,800	362,900
95	255,200	311,000	342,100	363,300
96	256,400	311,300	342,500	363,600
97	257,700	311,700	342,800	363,900
98	259,000	312,000	343,200	364,300
99	260,200	312,400	343,500	364,600
100	261,300	312,700	343,900	365,000
101	262,500	313,100	344,200	365,300
102	263,700	313,500	344,500	365,700
103	264,900	313,900	344,900	366,000
104	265,900	314,300	345,200	366,400
105	267,000	314,700	345,600	366,700
106	268,000	315,100	345,900	367,100
107	269,100	315,500	346,300	367,400
108	270,200	315,900	346,600	367,800
109	271,100	316,300	347,000	368,100
110	272,100	316,600	347,300	368,500
111	273,100	316,900	347,600	368,800
112	274,000	317,200	348,000	369,200
113	274,900	317,500	348,300	369,500
114	275,800	317,800	348,700	369,900
115	276,600	318,100	349,000	370,200
116	277,400	318,400	349,400	370,600
117	278,200	318,700	349,700	370,900
118	278,900	319,000	350,100	371,300
119	279,700	319,300	350,500	371,600
120	280,400	319,600	350,900	372,000
121	280,900	319,900	351,300	372,300
122	281,600	320,100	351,700	

世田谷区公報

123	282,100	320,300	352,100	
124	282,700	320,500	352,500	
125	283,100	320,700	352,900	
126	283,600	320,900	353,300	
127	283,900	321,100	353,700	
128	284,300	321,300	354,100	
129	284,600	321,500	354,500	
130	284,900	321,700	354,900	
131	285,300	321,900	355,300	
132	285,700	322,100	355,700	
133	286,000	322,300	356,100	
134	286,300	322,400	356,500	
135	286,700	322,500	356,900	
136	287,000	322,600	357,300	
137	287,400	322,700	357,700	
138	287,700	322,800	358,100	
139	288,100	322,900	358,500	
140	288,500	323,000	358,900	
141	288,700	323,100	359,300	
142	289,100	323,200	359,700	
143	289,400	323,300	360,100	
144	289,700	323,400	360,500	
145	289,900	323,500	360,900	
146	290,200	323,600	361,300	
147	290,500	323,700	361,700	
148	290,700	323,800	362,100	
149	291,000	323,900	362,500	
150	291,300		362,900	
151	291,600		363,300	
152	291,800		363,700	
153	292,100		364,100	
154	292,400		364,400	
155	292,600		364,700	
156	292,900		365,000	
157	293,200		365,300	
158	293,500			
159	293,800			
160	294,100			
161	294,400			
162	294,700			
163	295,000			
164	295,300			
165	295,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	213,000	224,200	245,000	275,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第2（第5条関係）

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	215,200	326,400	415,200
	2	217,700	330,000	418,000
	3	220,300	334,000	420,800
	4	222,700	337,700	423,600
	5	225,100	341,600	426,600
	6	227,700	345,400	429,500
	7	230,000	349,300	432,400
	8	232,600	352,900	435,200

世田谷区公報

令和5年12月20日(第753号)

9	235,300	356,800	438,000
10	238,000	360,900	440,900
11	241,000	365,000	443,700
12	243,800	369,000	446,500
13	246,600	372,900	449,400
14	250,500	376,800	452,400
15	254,300	380,400	455,300
16	258,000	384,000	458,000
17	261,700	387,900	460,600
18	265,600	390,800	463,300
19	269,300	393,500	466,200
20	273,200	396,500	468,900
21	277,200	399,500	471,600
22	280,900	402,200	474,300
23	284,700	405,100	477,100
24	288,200	407,900	479,700
25	291,900	410,500	482,500
26	295,500	413,200	485,100
27	298,900	415,900	487,500
28	302,500	418,500	489,900
29	306,100	421,100	492,500
30	309,500	423,700	495,000
31	313,100	426,300	497,300
32	316,700	428,700	499,800
33	320,100	431,100	502,200
34	323,600	433,600	504,700
35	326,800	436,000	507,100
36	330,100	438,500	509,600
37	333,700	440,800	511,900
38	337,200	443,200	514,000
39	340,800	445,600	516,200
40	344,000	448,000	518,200
41	347,300	450,500	520,400
42	350,200	452,700	522,100
43	353,200	455,000	523,900
44	356,100	457,100	525,800
45	359,000	459,100	527,600
46	361,900	461,300	528,800
47	365,000	463,300	530,100
48	368,000	465,200	531,400
49	370,600	467,100	532,700
50	372,400	468,900	533,900
51	374,200	470,600	535,100
52	376,100	472,300	536,300
53	377,800	473,900	537,400
54	379,700	475,100	538,400
55	381,600	476,200	539,400
56	383,300	477,200	540,300
57	385,000	478,200	541,300
58	386,600	479,200	542,200
59	388,000	480,300	543,100
60	389,600	481,400	544,100
61	391,100	482,400	545,100
62	392,400	483,100	546,000
63	393,600	483,900	547,100
64	394,800	484,700	548,100
65	396,000	485,300	549,100
66	397,100	486,100	550,100
67	398,100	486,700	551,100
68	399,300	487,400	552,100
69	400,100	488,000	553,100
70	400,900	488,500	554,100
71	401,700	488,800	555,100
72	402,400	489,300	556,000
73	403,100	489,800	557,000
74	403,800	490,400	558,000

世田谷区公報

75	404,500	490,800	558,900
76	405,300	491,200	559,800
77	406,100	491,600	560,800
78	406,800	492,000	561,700
79	407,500	492,400	562,600
80	408,200	492,900	563,400
81	408,900	493,400	564,300
82	409,400	493,800	565,100
83	410,000	494,200	566,000
84	410,700	494,700	566,800
85	411,600	495,300	567,600
86	412,200	495,900	568,400
87	412,800	496,500	569,200
88	413,500	496,900	569,900
89	414,100	497,400	570,600
90	414,600	498,000	571,300
91	415,100	498,500	572,100
92	415,600	499,000	572,900
93	416,000	499,500	573,600
94	416,400	500,100	574,400
95	416,800	500,600	575,100
96	417,300	501,100	575,800
97	417,800	501,600	576,500
98	418,200	502,100	577,100
99	418,700	502,600	577,800
100	419,100	503,200	578,500
101	419,500	503,700	579,200
102	419,900	504,200	579,900
103	420,300	504,700	580,500
104	420,800	505,300	581,100
105	421,300	505,800	581,900
106	421,800		582,600
107	422,300		583,300
108	422,800		584,000
109	423,200		584,600
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額 円 296,000	基準給料月額 円 356,900	基準給料月額 円 417,800

備考 この表は、医師、歯科医師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	154,200	209,900	236,100	260,800	288,700
	2	155,400	211,300	237,900	262,500	290,900
	3	156,600	212,600	239,700	264,400	293,300
	4	157,800	213,900	241,400	266,300	295,700
	5	159,000	215,200	243,200	268,500	298,000
	6	160,300	216,400	245,100	270,500	300,400
	7	161,600	217,700	247,000	272,400	302,800
	8	162,900	219,100	248,900	274,500	305,200
	9	164,200	220,700	250,700	276,600	307,700
	10	165,600	222,100	252,700	278,700	310,200
	11	167,100	223,600	254,600	280,700	312,500
	12	168,500	225,100	256,500	282,900	314,900
	13	169,900	226,500	258,300	284,900	317,400
	14	171,400	228,000	260,200	287,100	319,900
	15	172,900	229,600	262,000	289,200	322,200
	16	174,500	231,100	264,100	291,400	324,600
	17	176,100	232,700	266,100	293,700	327,200
	18	177,900	234,200	268,100	296,000	329,700
	19	179,800	235,700	270,100	298,200	332,200

世田谷区公報

令和5年12月20日(第753号)

20	181,700	237,400	272,200	300,400	334,900
21	183,500	239,400	274,100	302,600	337,400
22	185,200	241,100	276,200	304,800	340,100
23	187,000	243,000	278,200	307,100	342,700
24	188,800	244,700	280,200	309,300	345,400
25	190,400	246,400	282,400	311,500	348,000
26	192,100	248,100	284,700	313,900	350,700
27	193,900	249,900	287,100	316,400	353,400
28	195,600	251,800	289,500	318,900	356,100
29	197,300	253,600	291,900	321,400	358,800
30	198,300	255,700	293,800	323,800	361,600
31	199,300	257,800	295,900	326,300	364,400
32	200,300	259,900	298,000	328,600	367,200
33	201,200	262,000	300,200	330,900	370,000
34	202,400	263,600	302,100	333,200	372,600
35	203,500	265,400	304,200	335,500	375,200
36	204,700	267,200	306,400	337,900	377,900
37	205,900	269,200	308,500	340,200	380,600
38	207,200	270,800	310,500	342,500	383,300
39	208,600	272,600	312,500	344,800	385,700
40	210,000	274,400	314,600	347,100	388,300
41	211,400	276,400	316,700	349,300	390,800
42	212,800	277,900	318,900	351,500	393,400
43	214,500	279,800	320,900	353,800	395,800
44	216,200	281,700	323,000	355,900	398,300
45	217,600	283,600	324,900	358,100	400,700
46	219,100	285,300	327,000	360,300	403,100
47	220,800	287,200	329,000	362,400	405,300
48	222,400	289,000	331,100	364,500	407,500
49	223,800	290,800	333,100	366,500	409,600
50	225,500	292,500	335,100	368,600	411,600
51	227,300	294,200	337,000	370,600	413,400
52	229,100	295,900	339,000	372,600	415,200
53	231,000	297,500	341,000	374,600	416,900
54	232,300	299,100	343,000	376,500	418,400
55	233,700	300,900	344,900	378,400	419,900
56	235,400	302,400	346,700	380,200	421,300
57	237,200	304,100	348,600	381,900	422,500
58	238,500	305,700	350,500	383,700	423,700
59	239,900	307,300	352,200	385,400	424,800
60	241,600	309,000	354,000	387,100	425,700
61	243,400	310,600	355,800	388,600	426,700
62	244,700	312,100	357,500	390,200	427,600
63	246,200	313,700	359,200	391,700	428,400
64	248,000	315,300	360,900	393,100	429,200
65	249,500	316,800	362,500	394,400	430,000
66	251,000	318,300	364,200	395,500	430,700
67	252,500	319,800	365,800	396,600	431,500
68	254,100	321,200	367,300	397,600	432,200
69	255,500	322,700	368,800	398,600	432,800
70	256,900	324,100	370,300	399,400	433,500
71	258,400	325,500	371,700	400,300	434,100
72	259,900	326,800	373,000	401,100	434,700
73	261,400	328,100	374,300	401,900	435,200
74	262,800	329,300	375,500	402,600	435,800
75	264,200	330,500	376,600	403,400	436,300
76	265,700	331,600	377,500	404,100	436,900
77	267,200	332,700	378,500	404,800	437,500
78	268,500	333,800	379,400	405,400	438,100
79	270,000	334,800	380,300	406,100	438,700
80	271,400	335,800	381,000	406,700	439,100
81	272,900	336,600	381,800	407,300	439,600
82	274,300	337,500	382,600	407,800	440,100
83	275,700	338,300	383,300	408,400	440,600
84	277,100	339,100	383,900	408,900	441,100

世田谷区公報

85	278,500	339,700	384,600	409,400	441,600
86	279,900	340,400	385,200	409,800	442,100
87	281,400	341,000	385,800	410,300	442,600
88	282,700	341,600	386,300	410,800	443,100
89	284,100	342,200	386,800	411,200	443,600
90	285,500	342,800	387,300	411,700	444,100
91	286,800	343,400	387,800	412,200	444,600
92	288,000	343,900	388,300	412,600	445,100
93	289,300	344,400	388,800	413,000	445,500
94	290,600	344,900	389,300	413,500	446,000
95	291,800	345,400	389,800	414,000	446,500
96	292,900	345,900	390,300	414,400	447,000
97	294,100	346,400	390,800	414,800	447,500
98	295,300	346,800	391,200	415,200	448,000
99	296,500	347,300	391,700	415,600	448,500
100	297,600	347,800	392,200	416,000	449,000
101	298,600	348,300	392,700	416,400	449,500
102	299,700	348,700	393,200	416,800	450,000
103	300,800	349,200	393,700	417,200	450,500
104	301,800	349,700	394,100	417,600	451,000
105	302,700	350,200	394,500	418,000	451,500
106	303,700	350,600	394,900	418,400	452,000
107	304,600	351,000	395,300	418,800	452,500
108	305,500	351,400	395,700	419,200	453,000
109	306,400	351,800	396,100	419,600	453,500
110	307,200	352,200	396,500	420,000	
111	308,000	352,600	396,900	420,400	
112	308,800	353,000	397,300	420,800	
113	309,400	353,400	397,700	421,200	
114	310,100	353,800	398,100	421,600	
115	310,700	354,200	398,500	422,000	
116	311,300	354,600	398,900	422,400	
117	311,800	355,000	399,300	422,800	
118	312,300		399,700		
119	312,700		400,100		
120	313,100		400,500		
121	313,400		400,900		
122	313,800		401,300		
123	314,200		401,700		
124	314,600		402,100		
125	315,000		402,500		
126	315,300		402,900		
127	315,700		403,300		
128	316,100		403,700		
129	316,500		404,100		
130	316,900		404,500		
131	317,300		404,900		
132	317,700		405,300		
133	318,000		405,700		
134	318,400				
135	318,700				
136	319,000				
137	319,300				
138	319,600				
139	319,900				
140	320,200				
141	320,500				
142	320,800				
143	321,100				
144	321,400				
145	321,700				
定年前	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
再任用	円	円	円	円	円
短時間					
勤務職					

世田谷区公報

令和5年12月20日（第753号）

員		200,800	234,700	270,700	288,300	313,000
---	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	165,900	213,400	237,200	261,400	288,700
	2	167,400	214,500	238,900	263,200	290,900
	3	168,900	215,500	240,600	265,200	293,300
	4	170,400	216,500	242,200	267,200	295,700
	5	171,900	217,600	243,900	269,400	298,000
	6	173,400	218,600	245,700	271,400	300,400
	7	175,000	219,700	247,600	273,300	302,800
	8	176,500	221,000	249,500	275,400	305,200
	9	178,000	222,500	251,300	277,500	307,700
	10	179,600	223,700	253,300	279,600	310,200
	11	181,200	225,000	255,200	281,600	312,500
	12	182,800	226,300	257,100	283,800	314,900
	13	184,300	227,600	258,900	285,800	317,400
	14	185,800	229,100	260,800	288,000	319,900
	15	187,400	230,600	262,500	290,100	322,200
	16	188,900	232,100	264,600	292,200	324,600
	17	190,300	233,700	266,600	294,400	327,200
	18	191,600	235,200	268,600	296,600	329,700
	19	193,000	236,700	270,600	298,800	332,200
	20	194,400	238,300	272,600	301,000	334,900
	21	195,700	240,200	274,400	303,200	337,400
	22	197,500	241,800	276,500	305,400	340,100
	23	199,300	243,600	278,500	307,700	342,700
	24	200,900	245,300	280,500	309,900	345,400
	25	202,500	247,000	282,700	312,100	348,000
	26	203,200	248,700	285,000	314,500	350,700
	27	203,900	250,500	287,400	317,000	353,400
	28	204,500	252,300	289,800	319,500	356,100
	29	205,100	254,000	292,200	322,000	358,800
	30	205,800	256,000	294,100	324,300	361,600
	31	206,500	258,000	296,200	326,700	364,400
	32	207,500	260,000	298,300	329,000	367,200
	33	208,500	261,700	300,400	331,300	370,000
	34	209,400	263,700	302,400	333,600	372,600
	35	210,500	265,800	304,400	335,900	375,200
	36	211,500	267,900	306,500	338,300	377,900
	37	212,700	270,000	308,600	340,500	380,600
	38	214,000	271,600	310,500	342,700	383,300
	39	215,500	273,400	312,500	345,000	385,700
	40	217,000	275,200	314,700	347,300	388,300
	41	218,600	277,100	316,800	349,500	390,800
	42	219,900	278,600	318,900	351,700	393,400
	43	221,400	280,400	320,900	353,900	395,800
	44	223,000	282,300	323,000	355,900	398,300
	45	224,600	284,100	325,000	358,100	400,700
	46	226,300	285,700	327,000	360,300	403,100
	47	228,000	287,500	329,000	362,400	405,300
	48	230,000	289,200	331,100	364,500	407,500
	49	231,800	291,000	333,100	366,500	409,600
	50	233,100	292,600	335,100	368,600	411,600
	51	234,500	294,300	337,000	370,600	413,400
	52	236,300	296,000	339,000	372,600	415,200
	53	238,000	297,600	341,000	374,600	416,900
	54	239,300	299,200	343,000	376,500	418,400
	55	240,700	300,900	344,900	378,400	419,900
	56	242,400	302,400	346,700	380,200	421,300
	57	244,100	304,100	348,600	381,900	422,500
	58	245,400	305,700	350,500	383,700	423,700

世田谷区公報

59	246,800	307,300	352,200	385,400	424,800
60	248,400	309,000	354,000	387,100	425,700
61	250,000	310,600	355,800	388,600	426,700
62	251,300	312,100	357,500	390,200	427,600
63	252,800	313,700	359,200	391,700	428,400
64	254,400	315,300	360,900	393,100	429,200
65	255,900	316,800	362,500	394,400	430,000
66	257,300	318,300	364,200	395,500	430,700
67	258,900	319,800	365,800	396,600	431,500
68	260,400	321,200	367,300	397,600	432,200
69	261,800	322,700	368,800	398,600	432,800
70	263,100	324,100	370,300	399,400	433,500
71	264,500	325,500	371,700	400,300	434,100
72	266,000	326,800	373,000	401,100	434,700
73	267,500	328,100	374,300	401,900	435,200
74	268,700	329,300	375,500	402,600	435,800
75	270,200	330,500	376,600	403,400	436,300
76	271,700	331,600	377,500	404,100	436,900
77	273,100	332,700	378,500	404,800	437,500
78	274,500	333,800	379,400	405,400	438,100
79	275,900	334,800	380,300	406,100	438,700
80	277,300	335,800	381,000	406,700	439,100
81	278,700	336,600	381,800	407,300	439,600
82	280,000	337,500	382,600	407,800	440,100
83	281,400	338,300	383,300	408,400	440,600
84	282,700	339,100	383,900	408,900	441,100
85	284,100	339,700	384,600	409,400	441,600
86	285,500	340,400	385,200	409,800	442,100
87	286,900	341,000	385,800	410,300	442,600
88	288,100	341,600	386,300	410,800	443,100
89	289,400	342,200	386,800	411,200	443,600
90	290,600	342,800	387,300	411,700	444,100
91	291,900	343,400	387,800	412,200	444,600
92	293,000	343,900	388,300	412,600	445,100
93	294,100	344,400	388,800	413,000	445,500
94	295,300	344,900	389,300	413,500	446,000
95	296,500	345,400	389,800	414,000	446,500
96	297,600	345,900	390,300	414,400	447,000
97	298,600	346,400	390,800	414,800	447,500
98	299,700	346,800	391,200	415,200	448,000
99	300,800	347,300	391,700	415,600	448,500
100	301,800	347,800	392,200	416,000	449,000
101	302,700	348,300	392,700	416,400	449,500
102	303,700	348,700	393,200	416,800	450,000
103	304,600	349,200	393,700	417,200	450,500
104	305,500	349,700	394,100	417,600	451,000
105	306,400	350,200	394,500	418,000	451,500
106	307,200	350,600	394,900	418,400	452,000
107	308,000	351,000	395,300	418,800	452,500
108	308,800	351,400	395,700	419,200	453,000
109	309,400	351,800	396,100	419,600	453,500
110	310,100	352,200	396,500	420,000	
111	310,700	352,600	396,900	420,400	
112	311,300	353,000	397,300	420,800	
113	311,800	353,400	397,700	421,200	
114	312,300	353,800	398,100	421,600	
115	312,700	354,200	398,500	422,000	
116	313,100	354,600	398,900	422,400	
117	313,400	355,000	399,300	422,800	
118	313,800		399,700		
119	314,200		400,100		
120	314,600		400,500		
121	315,000		400,900		
122	315,300		401,300		
123	315,700		401,700		
124	316,100		402,100		

	125	316,500		402,500		
	126	316,900		402,900		
	127	317,300		403,300		
	128	317,700		403,700		
	129	318,000		404,100		
	130	318,400		404,500		
	131	318,700		404,900		
	132	319,000		405,300		
	133	319,300		405,700		
	134	319,600				
	135	319,900				
	136	320,200				
	137	320,500				
	138	320,800				
	139	321,100				
	140	321,400				
	141	321,700				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		205,000	235,900	270,700	288,300	313,000

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項ただし書中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第21条の4第2項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の132.5」を「100分の130」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日か

ら施行する。

2 第1条の規定(別表第1及び別表第2の改正規定に限る。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項ただし書中「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第30条第2項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第6条関係)

幼稚園教育職員給料表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	181,400	271,000	311,200	346,500
	2	183,500	273,000	313,500	349,100
	3	185,700	274,900	315,800	351,700
	4	187,900	276,600	318,100	354,300
	5	190,200	278,700	320,400	356,900
	6	192,300	280,800	322,200	359,500
	7	194,500	282,500	324,400	362,000
	8	196,600	284,200	326,300	364,400
	9	199,000	286,300	328,300	366,800
	10	201,100	288,200	330,300	369,100
	11	203,400	290,200	332,300	371,400
	12	205,700	292,100	334,200	373,700
	13	207,800	293,800	336,100	376,000
	14	209,600	295,800	338,100	378,300
	15	211,400	297,900	340,400	380,500
	16	212,900	299,600	342,700	382,700
	17	214,400	301,300	345,000	384,800

世田谷区公報

18	216,100	303,600	347,400	386,700
19	217,500	305,900	349,900	388,600
20	219,400	308,200	352,400	390,500
21	220,900	310,500	354,900	392,300
22	222,400	312,200	356,900	394,200
23	224,100	314,300	359,200	395,900
24	225,800	316,400	361,500	397,500
25	227,600	318,400	363,700	399,100
26	228,900	320,400	365,700	400,800
27	230,800	322,200	367,900	402,300
28	232,600	323,900	369,900	403,900
29	234,500	325,900	371,800	405,400
30	236,200	327,600	373,800	406,800
31	237,800	329,400	375,700	408,200
32	239,700	331,100	377,500	409,600
33	241,500	333,000	379,300	410,900
34	243,200	334,800	381,100	412,100
35	244,900	336,700	382,700	413,300
36	246,800	338,700	384,100	414,500
37	248,600	340,100	385,500	415,600
38	250,300	341,800	386,800	416,600
39	251,900	343,600	388,100	417,600
40	253,900	345,300	389,300	418,600
41	255,900	346,600	390,400	419,500
42	257,400	348,200	391,600	420,400
43	259,300	349,800	392,800	421,300
44	261,300	351,200	393,800	422,100
45	263,500	352,500	394,600	422,900
46	265,300	354,000	395,500	423,600
47	267,100	355,500	396,500	424,300
48	269,300	357,000	397,500	424,900
49	271,100	358,400	398,300	425,500
50	273,000	359,800	399,100	426,200
51	274,900	361,100	399,900	426,800
52	276,900	362,500	400,700	427,300
53	278,700	363,800	401,400	427,800
54	280,400	365,100	402,200	428,400
55	282,200	366,300	403,000	428,900
56	284,300	367,500	403,700	429,500
57	286,300	368,600	404,300	430,100
58	288,200	369,700	405,000	430,700
59	290,200	370,800	405,700	431,300
60	292,200	371,900	406,400	431,900
61	294,300	372,900	407,000	432,400
62	296,100	374,000	407,600	432,900
63	298,200	375,000	408,200	433,400
64	300,200	375,900	408,800	434,000
65	302,200	376,900	409,300	434,400
66	304,100	377,800	409,800	434,900
67	306,100	378,700	410,400	435,400
68	308,000	379,500	411,000	435,800
69	310,000	380,300	411,600	436,300
70	311,800	381,100	412,200	436,800
71	313,700	381,900	412,800	437,300
72	315,600	382,800	413,400	437,800
73	317,400	383,600	413,900	438,200
74	319,200	384,300	414,500	438,700
75	321,200	384,900	415,000	439,200
76	323,000	385,600	415,600	439,700
77	324,800	386,200	416,000	440,100
78	326,700	386,800	416,500	440,500
79	328,300	387,300	417,000	441,000
80	330,000	387,900	417,500	441,500
81	331,600	388,500	418,000	442,000
82	333,200	389,000	418,500	442,500

世田谷区公報

令和5年12月20日(第753号)

83	334,900	389,600	419,000	443,000
84	336,400	390,200	419,500	443,400
85	337,800	390,800	419,900	443,900
86	339,300	391,400	420,300	444,300
87	340,800	391,900	420,800	444,700
88	342,100	392,500	421,300	445,100
89	343,400	393,000	421,800	445,400
90	344,700	393,400	422,200	445,800
91	345,900	394,000	422,700	446,200
92	347,100	394,500	423,200	446,600
93	348,200	395,000	423,600	447,000
94	349,300	395,500	424,000	447,400
95	350,300	396,000	424,400	447,800
96	351,300	396,500	424,800	448,200
97	352,300	396,900	425,200	448,600
98	353,200	397,300	425,500	448,900
99	354,000	397,800	425,900	449,300
100	354,700	398,300	426,300	449,700
101	355,400	398,800	426,700	450,100
102	356,100	399,300	427,100	
103	356,800	399,800	427,500	
104	357,300	400,300	427,900	
105	357,900	400,800	428,300	
106	358,400	401,300	428,700	
107	358,900	401,800	429,100	
108	359,500	402,300	429,500	
109	360,200	402,700	429,800	
110	360,700	403,100	430,200	
111	361,200	403,600	430,600	
112	361,700	404,100	431,000	
113	362,200	404,600	431,300	
114	362,700	405,000		
115	363,200	405,400		
116	363,700	405,800		
117	364,100	406,200		
118	364,500	406,600		
119	365,000	407,000		
120	365,500	407,400		
121	366,000	407,800		
122	366,500	408,100		
123	367,000	408,500		
124	367,400	408,900		
125	367,800	409,300		
126	368,100	409,700		
127	368,500	410,100		
128	368,900	410,500		
129	369,200	410,800		
130	369,400			
131	369,800			
132	370,200			
133	370,600			
134	370,900			
135	371,300			
136	371,700			
137	372,100			
138	372,500			
139	372,900			
140	373,300			
141	373,600			
142	374,000			
143	374,400			
144	374,700			
145	375,100			
146	375,500			
147	375,900			
148	376,300			

	149	376,700			
	150	377,100			
	151	377,500			
	152	377,900			
	153	378,200			
	154	378,600			
	155	379,000			
	156	379,400			
	157	379,800			
	158	380,200			
	159	380,600			
	160	381,000			
	161	381,400			
	162	381,800			
	163	382,200			
	164	382,600			
	165	382,900			
	166	383,300			
	167	383,600			
	168	384,000			
	169	384,400			
定年前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
再任用		円	円	円	円
短時間					
勤務職					
員		230,600	269,400	292,600	331,700

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項ただし書中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第30条第2項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の132.5」を「100分の130」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（別表第1の改正規定に限る。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

規 則

次に掲げる規則を公布する。
令和5年11月30日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第101号

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年12月世田谷区規則第73号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項本文中「失う」を「失い」に、「もの」を「者」に改め、同項ただし書中「、又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第3号様式裏面及び第3号の2様式裏面中「や、有効期間を経過したとき」を削る。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第3号様式及び第3号の2様式による用紙を用いて作成し、交付されている医療証で、有効期間が満了していないものは、当該医療証の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の第3号様式及び第3号の2様式による用紙を用いて作成し、交付された医療証とみなす。

次に掲げる規則を公布する。

令和5年11月30日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第102号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に

関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第103号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第104号

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年1月世田谷区規則第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項各号列記以外の部分中「職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例によるものとして」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 引き続いて任用される期間（区における任命権者によって任用される期間に限る。）が6月に満たず、又は1会計年度において任用される期間（区における任命権者によって任用される期間に限る。）が通算して6月に満たない会計年度任用職員（任命権者が別に定める者を除く。）

第20条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当の支給対象外職員)
第20条の2 条例第17条の2第1項前段の規則で定める会計年度任用職員（同条第3項の規定により勤勉手当を支給しないこととされる会計年度任用職員を除く。）は、会計年度任用職員のうち、次に掲げるものとする。

(1) 引き続いて任用される期間（区における任命権者によって任用される期間

<p>に限る。)が6月に満たず、又は1会計年度において任用される期間(区における任命権者によって任用される期間に限る。)が通算して6月に満たない会計年度任用職員(任命権者が別に定める者を除く。)</p> <p>(2) 基準日に新たに条例の適用を受けることとなった会計年度任用職員(次項第4号又は第24条の2の規定の適用を受ける者を除く。)</p> <p>(3) 法第28条第2項各号又は休職規則第2条第3号若しくは第4号(同条第1号及び第2号に準ずる場合を除く。)の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員</p> <p>(4) 法第29条の規定により停職にされている会計年度任用職員</p> <p>(5) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている会計年度任用職員</p> <p>(6) 育児休業をしている会計年度任用職員のうち、支給期間において勤務した期間がある会計年度任用職員以外の会計年度任用職員</p> <p>(7) 1週間当たりの勤務日数が2日以下、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員</p> <p>2 条例第17条の2第1項後段の規則で定める会計年度任用職員は、会計年度任用職員のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 退職し、又は死亡した日において前項第1号及び第3号から第7号までのいずれかに該当した会計年度任用職員</p> <p>(2) 法第28条第1項の規定により免職された会計年度任用職員</p> <p>(3) 法第29条の規定により免職された会計年度任用職員</p> <p>(4) 退職後新たに条例の適用を受けることとなった会計年度任用職員</p> <p>第21条各号列記以外の部分中「前条第1項第6号」を「第20条第1項第6号及び前条第1項第6号」に改め、同条第2号中「前条第1項第4号」を「第20条第1項第4号及び前条第1項第4号」に改める。</p> <p>第22条中「以下」を「第23条において」に改め、同条の次に次の1条を加える。 (勤勉手当の支給割合)</p> <p>第22条の2 条例第17条の2第2項の規則で定める支給割合は、支給期間におけるその者の条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間(以下この条、第23条の2及び第23条の3において「勤務期間」という。)におけるその者の欠勤等日数に応じた職員の勤勉手当に関する規則(昭和54年3月世田谷区規則第6号)別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>2 成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、任命権者が特別区人事委員会の承認を得て定める割合とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、勤務期間において教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条第1項に規定する事由に該当して休職されている期間(以下「結</p>	<p>核休職期間」という。)のある会計年度任用職員の支給割合は、支給月数に勤務期間におけるその者の次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合に前項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 欠勤等日数が70日未満の者 100分の100</p> <p>(2) 欠勤等日数が70日以上(次号及び第4号に掲げる者を除く。) 100分の80</p> <p>(3) 欠勤等日数が70日以上で、勤務期間中の結核休職期間以外の期間に第23条の2第1項に規定する欠勤等の期間(結核休職期間を除く。)及び同条第3項に規定する部分休業等により勤務しない時間がない者(次号に掲げる者を除く。) 100分の100</p> <p>(4) 勤務期間中に第23条の2第1項に規定する欠勤等の期間以外の期間がない場合又は勤務期間中に同項に規定する欠勤等の期間及び同条第3項に規定する部分休業等により勤務しない時間がある場合において、勤務期間(第23条第1項に規定する週休日等を除く。)から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となる者 零</p> <p>4 前項に規定する支給月数の割合は、100分の112.5とする。</p> <p>第23条の見出しを「(期末手当の欠勤等日数)」に改め、同条第1項中「前条」を「第22条」に、「以下「欠勤等の期間」を「以下この条及び第24条において「欠勤等の期間」に改め、同条第3項中「部分休業により勤務しない時間」を「部分休業(以下「部分休業」という。)により勤務しない時間(第24条において「部分休業等により勤務しない時間」という。))」に改め、「(以下「部分休業等により勤務しない時間」という。))」を削る。</p> <p>第23条の次に次の2条を加える。 (勤勉手当の欠勤等日数)</p> <p>第23条の2 第22条の2の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第24条の2において「欠勤等の期間」という。)ごとに当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における1日の所定の勤務時間について勤務しない時間を会計年度任用職員勤務時間規則第2条の規定により定められたその者の勤務時間を38.75で除して得た数で除して得た時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第8号に掲げる期間にあっては、2日とする。)として換算した日数(1日未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。)を合計した日数とする。</p> <p>(1) 法第28条第2項各号の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員として在職した期間</p> <p>(2) 休職規則第2条第3号及び第4号(同条第1号及び第2号に準ずる場合を除く。)の規定に該当して休職にされている会計年度任用職員として在職した期間</p>	<p>(3) 第20条の2第1項第4号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間</p> <p>(4) 第20条の2第1項第5号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間</p> <p>(5) 育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている会計年度任用職員として在職した期間</p> <p>ア その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業</p> <p>イ その育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である育児休業</p> <p>(6) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、第9条第3項に規定する承認を受けていない期間</p> <p>(7) 会計年度任用職員勤務時間規則第15条に規定する病気休暇(以下「病気休暇」という。)により勤務しない期間(次号に掲げる期間を除く。)</p> <p>(8) 引き続き7日以上にわたらない病気休暇の取扱いを受けた期間(以下「短期の病気休暇の期間」という。)のうち、勤務期間における短期の病気休暇の期間(短期の病気休暇の期間の初日の属する月(当該初日が基準日である場合には、基準日の前日の属する月)の数が勤務期間において3以上ある場合に限る。)</p> <p>(9) 会計年度任用職員勤務時間規則第23条に規定する生理休暇により勤務しない期間</p> <p>(10) 会計年度任用職員勤務時間規則第29条に規定する介護休暇(以下「介護休暇」という。)により勤務しない期間</p> <p>(11) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間</p> <p>(12) 結核休職期間</p> <p>2 前項に定めるもののほか、支給期間において勤務期間以外の期間がある会計年度任用職員に係る同項の欠勤等日数の算定に当たっては、当該期間から週休日等に相当する日を除いた日数を同項の合計した日数に加算する。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の所定の勤務時間の一部について、職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間(減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間に係るものに限る。)、病気休暇、介護休暇若しくは会計年度任用職員勤務時間規則第31条に規定する介護時間(以下「介護時間」という。)により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを</p>
---	---	---

世田谷区公報

受けた時間又は部分休業により勤務しない時間（以下この条及び第24条の2において「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、任命権者が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

4 第1項及び第2項の規定は、介護休暇により勤務しない期間については、日を単位として承認された場合における勤務しない期間から週休日等を除いた日における勤務しない時間と時間を単位として承認された場合における勤務しない時間を合計した時間を会計年度任用職員勤務時間規則第2条の規定により定められたその者の勤務時間を38.75で除して得た数（以下「算出率」という。）で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

5 第3項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。（減額率）

第23条の3 勤務期間において次に掲げる事由（以下「減額事由」という。）がある者に対する第22条の2第1項の規定の適用については、同項中「成績率を乗じて得た割合」とあるのは、「成績率を乗じて得た割合に100分の100から職員の勤労手当に関する規則別表第2に掲げる当該減額事由に応じそれぞれの割合を減じて得たものをそれぞれ乗じて得た割合」とする。

- (1) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間があること。
- (2) 法第29条の規定により停職にされたこと。
- (3) 法第29条の規定により減給にされたこと。
- (4) 法第29条の規定により戒告にされたこと。

2 前項第1号の私事欠勤等の取扱いを受けた期間は、当該期間における私事欠勤等の取扱いを受けた時間を算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日を単位として計算する。この場合において、1日の所定の勤務時間の一部について私事欠勤等の取扱いを受けたことがあるときは、当該私事欠勤等の取扱いを受けたことを任命権者が別に定めるところにより日に換算する。

3 前2項の規定により算定した支給割合に1,000分の10未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第24条の見出し中「欠勤等日数」を「期末手当の欠勤等日数」に改め、同条各号列記以外の部分中「この条において」を削り、「それぞれ」を「、それぞれ」に、「前2条」を「第22条及び第23条」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）の適用を受けていた職員

第24条の次に次の1条を加える。
（勤労手当の欠勤等日数の算定の特例）

第24条の2 給与条例適用職員等が、引き続き条例の適用を受ける会計年度任用職員（基準日又は基準日前1月以内に給与条例適用職員等を退職し、会計年度任用職員になった者を除く。）となった場合においては、条例適用前の区職員として在職した期間、欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、1日の所定の勤務時間に相当する時間、部分休業等により勤務しない時間及び減額事由に相当する事由を、それぞれ条例の適用を受ける職員として在職した期間、欠勤等の期間、週休日等、1日の所定の勤務時間、部分休業等により勤務しない時間及び減額事由とみなして、第22条の2及び第23条の2の規定を適用する。

第25条の見出しを「（基礎額の意義）」に改め、同条第1項中「第17条第2項」の次に「及び第17条の2第2項」を加え、「期末手当基礎額」を「基礎額」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「期末手当基礎額」を「基礎額」に改める。

第26条の見出しを「（支給日）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第17条第1項」の次に「及び第17条の2第1項」を加え、「期末手当の」を削り、同項各号中「期末手当」の次に「及び勤労手当」を加える。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員の勤労手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の勤労手当に関する規則（昭和54年3月世田谷区規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の107.5」を「100分の117.5」に「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

第2条 職員の勤労手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の117.5」を「100分の112.5」に「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同項第2号中「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

附則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当に関する規則（平成7年9月世田谷区規則第79号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型コロナウイルス等緊急事

態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令甲

◎世田谷区訓令甲第42号

庁	中	一	般
総	合	支	所
児	童	相	談
保	健	所	
出	張	所	
事	業	所	

世田谷区職員表彰規程（昭和24年2月世田谷区訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月1日

世田谷区長 保坂展人

第2条ただし書中「第4号及び第6号」を「第1号から第6号まで（第1号から第3号まで及び第5号にあっては、区長が別に定める場合に限る。）」に改める。

告示

◎世田谷区告示第736号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年11月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第737号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年11月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第738号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年11月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第739号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年11月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第740号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和5年11月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称 特定非営利活動法人まひろ
2 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区奥沢三丁目31番4号W. OKUSAWA 4階
3 事業所の名称 相談支援ルフット
4 事業所の所在地 東京都世田谷区奥沢三丁目31番4号W. OKUSAWA 3・4F
5 事業所番号 1331204949
6 事業の種類 特定相談支援事業
7 事業の主たる対象者 精神障害者
8 指定の年月日 令和5年11月1日

◎世田谷区告示第741号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和5年11月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 LITALICOジュニア駒沢教室
2 事業所の所在地 東京都世田谷区野沢二丁目34番2号エマール駒沢大学2F
3 申請者の名称 株式会社LITALICOパートナーズ
4 指定年月日 令和5年11月1日
5 障害児通所支援の種類 保育所等訪問支援

◎世田谷区告示第742号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。
なお、関係図面は、世田谷区防災街づく

り担当部建築安全課において縦覧に供する。
令和5年11月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号 第2921号
2 指定取消年月日 令和5年11月1日
3 指定取消の位置 世田谷区北烏山三丁目1215番1の一部、1215番5の一部、1218番1の一部
4 道路の幅員 4.00メートル
5 道路の延長 23.50メートル
6 申請者氏名 並木 富男

◎世田谷区告示第743号

令和4年11月1日になされた住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定に基づく転入届は、事実に基づかない届出であることが判明したため、この届出による住民票の記載を取り消す。

なお、これに基づく次の住民票の写しは、これを無効とする。

令和5年11月2日

世田谷区長 保坂展人

- 住民票の写し
1 住所及び氏名 住所 東京都世田谷区新町3丁目23番11号 新町コンバウンドC-2 氏名 宮地 司龍
2 交付年月日 令和4年11月1日から令和5年7月5日まで

◎世田谷区告示第744号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第11条第1項の規定により、地区街づくり計画を策定したので、同条例第15条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該地区街づくり計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年11月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地区街づくり計画の名称 太子堂五丁目・若林二丁目地区地区街づくり計画
2 地区街づくり計画を策定する土地の位置及び区域 世田谷区太子堂五丁目及び若林二丁目各地内
3 縦覧場所 世田谷区世田谷総合支所街づくり課及び世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区告示第745号

世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第24条第1項の規定により、街づくり誘導地区を指定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 街づくり誘導地区の名称 太子堂五丁目・若林二丁目地区街づくり誘導地区

- 2 街づくり誘導地区を指定する土地の位置及び区域 世田谷区太子堂五丁目及び若林二丁目各地内
3 街づくり誘導地区を指定する区域に係る地区街づくり計画の名称 太子堂五丁目・若林二丁目地区地区街づくり計画
4 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の種類 世田谷区街づくり条例の施行等に関する規則(平成7年3月世田谷区規則第38号)第15条第1号から第5号に掲げる建築行為等
5 街づくり誘導地区において届出をすべき建築行為等の期間の始期 令和5年12月6日

◎世田谷区告示第746号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年11月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定年月日 令和5年11月6日
2 指定区間 世田谷区大蔵五丁目1番先から大蔵三丁目3番先まで
3 指定区域 延長 583.62メートル 幅員 16.00メートル 面積 9391.92平方メートル

◎世田谷区告示第747号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年11月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区上馬三丁目864番18の内
3 変更の区域 延長 16.16メートル 幅員 0.61メートルから0.64メートルまで 面積 11.87平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年11月7日

◎世田谷区告示第748号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年11月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

世田谷区公報

令和5年11月7日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
32-D391-06
- 2 変更の区間
世田谷区七馬三丁目864番18の内
- 3 変更の区域
延長 19.11メートル
幅員 0.49メートルから
0.52メートルまで
面積 9.78平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年11月7日

◎世田谷区告示第749号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。
この関係図面は、令和5年11月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年11月8日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 供用開始の区間
世田谷区奥沢三丁目321番11
- 3 供用開始の区域
延長 26.64メートル
幅員 5.55メートル
面積 149.65平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年11月8日

◎世田谷区告示第750号
世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。
令和5年11月8日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第751号
世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。
令和5年11月8日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第752号
世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。
令和5年11月8日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第753号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年11月10日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
(1) 名称 アソビュー株式会社
(2) 所在地 東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎イーストタワー8F
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和5年11月10日

◎世田谷区告示第754号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき、区管理水路の区域を次のように変更する。
この関係図面は、令和5年11月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年11月10日
世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
32-Z013
- 2 変更の区間
世田谷区尾山台二丁目134番1の内
- 3 変更の区域
延長 22.46メートル
幅員 0.00メートルから
2.66メートルまで
面積 29.00平方メートル

◎世田谷区告示第755号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年11月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年11月10日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷三丁目428番39の内から428番70の内まで
- 3 変更の区域
延長 21.62メートル
幅員 0.16メートルから
0.19メートルまで
面積 3.92平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年11月10日

◎世田谷区告示第756号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年11月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年11月13日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
38-23
- 2 変更の区間

世田谷区下馬六丁目71番13の内から71番39の内まで

- 3 変更の区域
延長 16.86メートル
幅員 0.02メートル
面積 0.44平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年11月13日

◎世田谷区告示第757号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年11月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年11月13日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上祖師谷六丁目768番1
- 3 変更の区域
延長 16.54メートル
幅員 2.17メートル
面積 36.15平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年11月13日

◎世田谷区告示第758号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。
この関係図面は、令和5年11月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年11月14日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区南烏山四丁目397番3から396番2まで
- 3 供用開始の区域
延長 50.84メートル
幅員 4.00メートル
面積 207.26平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年11月14日

◎世田谷区告示第759号
車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。
この関係図面は、令和5年11月16日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。
令和5年11月16日
世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区代田四丁目10番先から世

田谷区代田四丁目9番先まで
3 指定年月日
令和5年11月16日

◎世田谷区告示第760号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。
この関係図面は、令和5年11月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年11月17日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区大原一丁目1122番58から1122番59まで
- 3 供用開始の区域
延長 6.32メートル
幅員 0.85メートルから0.88メートルまで
面積 5.45平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年11月17日

◎世田谷区告示第761号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年11月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年11月17日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区等々力五丁目14番51の内
- 3 変更の区域
延長 14.01メートル
幅員 0.18メートル
面積 2.57平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年11月17日

◎世田谷区告示第762号
令和5年第4回世田谷区議会定例会を下記により招集する。
令和5年11月17日
世田谷区長 保坂展人 記

1 招集する年月日	令和5年11月28日(火)午後1時
2 招集する場所	世田谷区議会議場

◎世田谷区告示第763号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
この関係図面は、令和5年11月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。
令和5年11月21日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-D371-05
- 2 変更の区間
世田谷区下馬一丁目100番6の内
- 3 変更の区域
延長 14.98メートル
幅員 0.33メートルから0.61メートルまで
面積 7.56平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年11月21日

◎世田谷区告示第764号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年11月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年11月21日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
33-9
- 2 変更の区間
世田谷区北沢五丁目752番39の内
- 3 変更の区域
延長 8.18メートル
幅員 0.18メートルから0.21メートルまで
面積 1.61平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年11月21日

◎世田谷区告示第765号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年11月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年11月21日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1135番2の内
- 3 変更の区域
延長 6.91メートル
幅員 0.58メートルから0.61メートルまで
面積 4.16平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年11月21日

◎世田谷区告示第766号
世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。
令和5年11月22日
世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第767号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年11月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年11月24日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区上祖師谷二丁目646番18の内
(2) 世田谷区上祖師谷二丁目646番18の内
- 3 変更の区域
(1) 面積 2.43平方メートル
(2) 延長 9.70メートル
幅員 0.63メートル
面積 6.19平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年11月24日

◎世田谷区告示第768号
介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。
令和5年11月24日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	ベストケアプラン
2 事業所の所在地	東京都世田谷区東玉川二丁目34番5号
3 事業者の名称	株式会社ヒロカワ
4 廃止届受理年月日	令和5年10月27日
5 サービスの種類	居宅介護支援

◎世田谷区告示第769号
介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
令和5年11月24日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	はるるケア
2 事業所の所在地	東京都狛江市岩戸北四丁目17番18号
3 事業者の名称	株式会社日の光
4 廃止届受理年月日	令和5年11月10日
5 サービスの種類	地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第770号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年11月27日から

世田谷区公報

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区池尻四丁目461番178の内
- 3 変更の区域
面積 1.43平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年11月27日

◎世田谷区告示第771号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年11月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-G018
- 2 変更の区間
世田谷区池尻四丁目461番178の内
- 3 変更の区域
延長 12.30メートル
幅員 0.34メートル
面積 4.23平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年11月27日

◎世田谷区告示第772号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和5年11月27日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年11月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区池尻三丁目229番8の内
- 3 変更の区域
延長 10.81メートル
幅員 0.63メートルから
0.70メートルまで
面積 7.21平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年11月28日

◎世田谷区告示第774号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和5年11月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
コスモ・ケア・サポート
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区奥沢四丁目24番6号
コンドミニウム自由が丘101
- 3 事業者の名称
株式会社コスモ・ケア・サポート
- 4 指定年月日
令和5年12月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区等々力一丁目57番2地先無番
- 3 変更の区域
延長 27.91メートル
幅員 0.60メートル
面積 16.72平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年11月29日

◎世田谷区告示第776号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
34-G071
- 2 廃止する起終点
世田谷区等々力一丁目57番2地先無番
- 3 廃止の期日
令和5年11月29日

◎世田谷区告示第777号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月29日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区上馬四丁目732番3の内

3 変更の区域

延長 7.08メートル
幅員 0.38メートルから
0.44メートルまで
面積 3.08平方メートル

4 供用開始の期日

令和5年11月29日

◎世田谷区告示第778号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-G001
- 2 変更の区間
世田谷区上馬四丁目732番3の内
- 3 変更の区域
延長 3.26メートル
幅員 0.72メートル
面積 2.37平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年11月29日

◎世田谷区告示第779号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-D459-05
- 2 変更の区間
世田谷区松原三丁目803番22から803番20まで
- 3 変更の区域
延長 12.40メートル
幅員 0.18メートルから
0.20メートルまで
面積 2.40平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年11月29日

◎世田谷区告示第780号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月29日

世田谷区公報

令和5年12月20日（第753号）

<p style="text-align: center;">世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号</p> <p>(1) 28-1</p> <p>(2) 36-5</p> <p>(3) 28-1</p> <p>2 変更の区間</p> <p>(1) 世田谷区若林一丁目69番3の内から69番1の内まで</p> <p>(2) 世田谷区若林一丁目70番1の内から69番3の内まで</p> <p>(3) 世田谷区若林一丁目70番1の内から69番1の内まで</p> <p>3 変更の区域</p> <p>(1) 延長 37.37メートル 幅員 0.63メートル 面積 23.86平方メートル</p> <p>(2) 延長 34.45メートル 幅員 0.17メートルから 0.18メートルまで</p>	<p>面積 7.63平方メートル</p> <p>(3) 延長 31.21メートル 幅員 0.34メートルから 0.43メートルまで</p> <p>面積 12.64平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年11月29日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第781号</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p> <p>この関係図面は、令和5年11月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。</p> <p style="text-align: center;">令和5年11月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 40-1</p>	<p>2 変更の区間 世田谷区成城七丁目1240番19から1240番20まで</p> <p>3 変更の区域 延長 13.49メートル 幅員 0.31メートルから 0.36メートルまで 面積 4.47平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年11月29日</p> <hr/> <p>◎世田谷区告示第782号</p> <p>会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和2年4月1日世田谷区告示第341号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">令和5年11月30日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>本則の表を次のように改める。</p>
--	--	--

職名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
外国人相談嘱託員	月額	136,190円から167,619円までの額	27,238円から33,523円までの額	163,428円から201,142円までの額
交通事故相談嘱託員	月額	94,285円	18,857円	113,142円
キャロットタワー住民票・印鑑証明発行窓口嘱託員	月額	72,331円	14,466円	86,797円
世田谷保健福祉センター生活支援課事務補助員	月額	51,347円	10,269円	61,616円
世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	51,347円	10,269円	61,616円
家庭相談員	月額	124,167円	24,833円	149,000円
世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	90,927円	18,185円	109,112円
北沢保健福祉センター生活支援課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	26,743円から64,184円までの額	5,348円から12,836円までの額	32,091円から77,020円までの額
北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	44,929円	8,985円	53,914円
北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	51,347円	10,269円	61,616円
玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	51,347円	10,269円	61,616円
砧総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
砧総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	51,347円	10,269円	61,616円
砧保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	64,184円から85,579円までの額	12,836円から17,115円までの額	77,020円から102,694円までの額
烏山区民センター案内窓口嘱託員	月額	56,057円	11,211円	67,268円
烏山地域街づくり嘱託員	月額	215,191円	43,038円	258,229円

世田谷区公報

烏山保健福祉センター生活支援課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助	月額	51,374円	10,269円	61,616円
烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
不動産専門調査員	月額	137,812円	27,562円	165,374円
区史編さん資料調査員	月額	167,619円	33,523円	201,142円
経済センサス活動調査事務補助	月額	80,230円	16,046円	96,276円
国勢調査事務補助	月額	64,184円から96,276円までの額	12,836円から19,255円までの額	77,020円から115,531円までの額
統計調査事務補助	月額	80,230円	16,046円	96,276円
行政不服審査専門員	月額	301,417円	60,283円	361,700円
公文書管理嘱託員	月額	85,918円	17,183円	103,101円
区政嘱託員	月額	150,000円から153,642円までの額	30,000円から30,728円までの額	180,000円から184,370円までの額
事務嘱託員	月額	135,019円	27,003円	162,022円
事務嘱託員（障害）	月額	135,019円	27,003円	162,022円
保育業務員用務（障害）	月額	125,384円	25,076円	150,460円
図書館業務員（障害）	月額	96,276円から97,346円までの額	19,255円から19,469円までの額	115,531円から116,815円までの額
障害者活躍支援専門員	月額	232,000円	46,400円	278,400円
障害者活躍支援員	月額	152,498円	30,499円	182,997円
建築技術嘱託員	月額	149,333円	29,866円	179,199円
土木技術嘱託員	月額	149,333円	29,866円	179,199円
技術専門嘱託員	月額	153,642円	30,728円	184,370円
産業保健嘱託員	月額	193,828円	38,765円	232,593円
危機管理専門員	月額	130,867円	26,173円	157,040円
犯罪抑止専門員	月額	183,397円	36,679円	220,076円
契約事務補助	月額	80,230円	16,046円	96,276円
課税課事務補助	月額	64,184円から120,880円までの額	12,836円から24,176円までの額	77,020円から145,056円までの額
納税課事務補助	月額	124,089円から125,801円までの額	24,817円から25,160円までの額	148,906円から150,961円までの額
市民大学・生涯大学嘱託員	月額	152,914円	30,582円	183,496円
D V相談支援専門員	月額	71,070円から189,522円までの額	14,214円から37,904円までの額	85,284円から227,426円までの額
犯罪被害者等支援相談嘱託員	月額	72,729円から159,096円までの額	14,545円から31,819円までの額	87,274円から190,915円までの額
平和資料館専門員	月額	191,466円	38,293円	229,759円
出張所嘱託員	月額	67,509円から135,019円までの額	13,501円から27,003円までの額	81,010円から162,022円までの額
マイナンバー嘱託員	月額	135,019円	27,003円	162,022円
集中入力センター嘱託員	月額	70,523円	14,104円	84,627円
住民票集中管理・住居表示事務補助員	月額	51,347円	10,269円	61,616円
総合支所窓口案内嘱託員	月額	152,914円	30,582円	183,496円
環境技術嘱託員	月額	150,000円	30,000円	180,000円

世田谷区公報

令和5年12月20日（第753号）

消費生活相談員	月額	179,625円	35,925円	215,550円
清掃・リサイクル部事業課事務補助	月額	68,195円	13,639円	81,834円
世田谷清掃事務所業務員	月額	26,500円から141,338円までの額	5,300円から28,267円までの額	31,800円から169,605円までの額
玉川清掃事務所業務員	月額	26,500円から141,338円までの額	5,300円から28,267円までの額	31,800円から169,605円までの額
砧清掃事務所業務員	月額	26,500円から141,338円までの額	5,300円から28,267円までの額	31,800円から169,605円までの額
専門調査員（世田谷区保健福祉サービス苦情審査会及び世田谷区保健福祉サービス向上委員会担当）	月額	190,247円	38,049円	228,296円
就労準備のための業務補助	月額	85,579円	17,115円	102,694円
就労支援専門員	月額	197,333円	39,466円	236,799円
生活支援専門員	月額	150,571円から200,761円までの額	30,114円から40,152円までの額	180,685円から240,913円までの額
年金・資産調査専門員	月額	148,000円から197,333円までの額	29,600円から39,466円までの額	177,600円から236,799円までの額
自立促進専門員	月額	200,761円	40,152円	240,913円
債権管理調査専門員	月額	165,333円	33,066円	198,399円
中国残留邦人等支援・相談員	月額	105,341円	21,068円	126,409円
ひきこもり等支援専門嘱託員	月額	139,617円から171,836円までの額	27,923円から34,367円までの額	167,540円から206,203円までの額
国民健康保険給付事務嘱託員	月額	170,133円から174,933円までの額	34,026円から34,986円までの額	204,159円から209,919円までの額
国民健康保険嘱託保健師	月額	193,828円	38,765円	232,593円
国民健康保険事業事務補助	月額	64,184円から102,694円までの額	12,836円から20,538円までの額	77,020円から123,232円までの額
後期高齢者医療事務補助	月額	64,184円から90,927円までの額	12,836円から18,185円までの額	77,020円から109,112円までの額
国民健康保険料徴収支援専門員	月額	165,333円	33,066円	198,399円
高齢福祉課事務補助員	月額	90,927円	18,185円	109,112円
介護保険認定調査員	月額	162,270円	32,454円	194,724円
介護保険認定審査専門員	月額	147,406円	29,481円	176,887円
介護保険課事務補助	月額	64,184円から121,950円までの額	12,836円から24,390円までの額	77,020円から146,340円までの額
介護保険事務嘱託員	月額	94,031円から135,019円までの額	18,806円から27,003円までの額	112,837円から162,022円までの額
介護予防専門栄養士	月額	168,228円	33,645円	201,873円
介護予防リハビリテーション専門員	月額	238,552円	47,710円	286,262円
介護予防ケアマネジメント事務補助	月額	121,950円	24,390円	146,340円
専門調査員（障害者差別解消支援担当）	月額	95,123円から142,685円までの額	19,024円から28,537円までの額	114,147円から171,222円までの額
障害認定事務嘱託員	月額	135,019円	27,003円	162,022円
障害福祉課事務補助	月額	35,657円	7,131円	42,788円
障害者心理支援専門員	月額	261,084円	52,216円	313,300円
自動車燃料費助成事務補助	月額	115,531円	23,106円	138,637円
障害者チャレンジ雇用事務補助員	月額	64,184円から85,579円までの額	12,836円から17,115円までの額	77,020円から102,694円までの額
障害者チャレンジ雇用業務補助員	月額	102,694円	20,538円	123,232円

世田谷区公報

障害者チャレンジ雇用嘱託員	月額	103,697円	20,739円	124,436円
発達支援コーディネーター	月額	232,417円	46,483円	278,900円
児童課事務補助	月額	85,579円	17,115円	102,694円
新BOP指導員	月額	40,130円から171,428円までの額	8,026円から34,285円までの額	48,156円から205,713円までの額
新BOP看護師	月額	172,043円	34,408円	206,451円
子育て児童ひろば嘱託員(指導員)	月額	140,142円	28,028円	168,170円
北沢子どもの居場所支援事業嘱託員(指導員)	月額	144,663円	28,932円	173,595円
子ども・子育て総合センター子育てひろば嘱託員	月額	135,019円	27,003円	162,022円
発達支援親子グループ事業専門支援員	月額	232,417円	46,483円	278,900円
子どもの人権擁護機関相談・調査専門員	月額	216,774円	43,354円	260,128円
子ども家庭支援センター支援専門員	月額	193,828円	38,765円	232,593円
子ども家庭支援センター子育て応援相談員	月額	175,070円	35,014円	210,084円
子ども家庭支援専門調査員	月額	138,917円から277,834円までの額	27,783円から55,566円までの額	166,700円から333,400円までの額
要保護児童支援専門員	月額	253,750円	50,750円	304,500円
児童相談支援専門員(福祉)	月額	190,334円	38,066円	228,400円
児童相談支援専門員(心理)	月額	63,584円	12,716円	76,300円
要保護児童等支援専門員(心理)	月額	190,750円	38,150円	228,900円
青少年健全育成支援相談員	月額	191,466円	38,293円	229,759円
児童相談所虐待等対応協力員	月額	158,004円	31,600円	189,604円
児童虐待通告対応専門員	月額	158,004円	31,600円	189,604円
児童相談所虐待等対応強化専門員	月額	195,303円	39,060円	234,363円
児童相談所里親対応専門員	月額	158,004円	31,600円	189,604円
児童相談所一時保護所栄養管理嘱託員	月額	155,733円	31,146円	186,879円
児童相談所一時保護所児童指導員	月額	151,397円	30,279円	181,676円
児童相談所一時保護所学習指導員	月額	172,936円	34,587円	207,523円
児童相談所一時保護所看護師	月額	172,043円	34,408円	206,451円
児童相談所一時保護所業務調理員	月額	107,472円	21,494円	128,966円
児童相談所一時保護所夜間児童指導員	月額	60,276円	12,055円	72,331円
保育員	月額	73,622円から147,244円までの額	14,724円から29,448円までの額	88,346円から176,692円までの額
保育園看護師(代替)	月額	177,066円	35,413円	212,479円
保育園栄養管理嘱託員	月額	161,995円	32,399円	194,394円
保育業務員調理	月額	73,127円から163,123円までの額	14,625円から32,624円までの額	87,752円から195,747円までの額
保育業務員用務	月額	73,887円から125,384円までの額	14,777円から25,076円までの額	88,664円から150,460円までの額
保育補助員	月額	9,816円から105,939円までの額	1,963円から21,187円までの額	11,779円から127,126円までの額
調理補助員	月額	25,806円から60,215円までの額	5,161円から12,043円までの額	30,967円から72,258円までの額
用務補助員	月額	25,806円から60,215円ま	5,161円から12,043円まで	30,967円から72,258円ま

		での額	の額	での額
保育運営支援専門員	月額	60,034円から225,125円までの額	12,006円から45,025円までの額	72,040円から270,150円までの額
保育入園事務嘱託員	月額	101,264円から115,730円までの額	20,252円から23,146円までの額	121,516円から138,876円までの額
保育施設指導検査員	月額	180,100円から225,125円までの額	36,020円から45,025円までの額	216,120円から270,150円までの額
嘱託保健師	月額	193,828円	38,765円	232,593円
嘱託検査技師	月額	164,723円	32,944円	197,667円
健康企画課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
嘱託乳児期家庭訪問指導員	月額	193,828円	38,765円	232,593円
母子保健コーディネーター	月額	193,828円	38,765円	232,593円
精神保健相談員	月額	232,417円	46,483円	278,900円
嘱託栄養士	月額	168,228円	33,645円	201,873円
嘱託歯科衛生士	月額	163,428円	32,685円	196,113円
世田谷保健所嘱託歯科衛生士	月額	158,156円	31,631円	189,787円
乳児期家庭訪問事業事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
健康推進課事務補助	月額	64,184円	12,836円	77,020円
感染症対策課事務補助	月額	51,347円から64,184円までの額	10,269円から12,836円までの額	61,616円から77,020円までの額
嘱託衛生監視	月額	163,885円	32,777円	196,662円
生活保健事務補助	月額	102,694円	20,538円	123,232円
衛生統計調査事務補助員	月額	115,531円	23,106円	138,637円
マンション調査専門員	月額	155,733円	31,146円	186,879円
道路監察専門員	月額	182,714円	36,542円	219,256円
区民交通傷害保険事務補助員	月額	96,276円	19,255円	115,531円

備考 地域手当に相当する報酬とは、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

附 則

この規程による改正後の会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の規定は、令和5年4月1日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員については、同年12月1日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。

- (1) 令和5年4月1日から同年12月1日までの期間において発令された任用期間（区における任命権者によって任用される期間に限る。以下同じ。）が、通算して3月以下の会計年度任用職員
- (2) 令和5年4月1日から同年12月1日までの期間において発令された任用期間中の勤務日数及び勤務時間について、1週間当たりの勤務日数が2日以下、かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員

公 告

◎世田谷区公告第98号

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

世田谷区喜多見五丁目、若林一丁目及び赤堤二丁目の各一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍

調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和5年11月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 地図及び簿冊の名称
 - (1) 世田谷区喜多見五丁目の一部 地籍図（その1）
 - 世田谷区喜多見五丁目の一部 地籍簿（その1）
 - (2) 世田谷区若林一丁目の一部 地籍図（その2）
 - 世田谷区若林一丁目の一部 地籍簿（その2）
 - (3) 世田谷区赤堤二丁目の一部 地籍図（その3）
 - 世田谷区赤堤二丁目の一部 地籍簿（その3）
- 2 地図は、令和4年10月に測量、簿冊は、同年11月1日現在の状況により調査して作成したものである。
- 3 閲覧期間
令和5年11月6日から同月26日まで
- 4 閲覧場所及び閲覧時間
(1) 二子玉川分庁舎1階(玉川一丁目)

午前10時から午後3時までの間とする。

(2) 若林複合施設内特設会場（若林一丁目）
午前10時から午後3時までの間とする。

(3) 若林複合施設内特設会場（若林一丁目）
午前10時から午後3時までの間とする。

5 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、世田谷区長に対し、その旨の申出をすることができる。

6 誤り等申出書の用紙は、請求に基づき閲覧場所で交付する。

◎世田谷区公告第99号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年11月8日

世田谷区長 保坂展人

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 2 許可を受けた者の住所及び氏名 |
|----------------------|------------------|

世田谷区公報

東京都世田谷区 深沢八丁目 116番61 116番81 116番82 116番83 116番194 116番195 116番196 116番197 116番201	東京都中央区 日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役 嘉村 徹
---	--

◎世田谷区公告第100号
 開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和5年11月8日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 上用賀五丁目 200番2 200番3 201番1 201番2 201番3 201番4	東京都港区 芝二丁目31番19号 総合地所株式会社 代表取締役 梅津 英司

◎世田谷区公告第101号
 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定に基づき実施する新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、次のとおり変更したので公告する。
 令和5年11月13日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 予防接種の種類
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種
- 2 予防接種の対象者
世田谷区内に居住する生後6月以上の者
- 3 予防接種を行う期間
令和5年11月13日から令和6年3月31日まで
- 4 予防接種を行う場所
世田谷区内の指定施設及び指定医療機関
- 5 予防接種を行う医師の氏名
前項に規定する指定医療機関において掲示するもの
- 6 使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者
別紙のとおり
- 7 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者
 - (2) 明らかな発熱を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- (4) 当該予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 8 接種の判断を行うに際して注意を要する者
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
 - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 過去にけいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
 - (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する場合におけるラテックス過敏症のある者

別紙
 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者
 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者は、次のとおりとする。

- 1 初回接種（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）（令和3年2月16日付厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知。以下「大臣指示」という。）3(1)に規定する初回接種をいう。）
 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者（世田谷区内に居住する生後6月以上の者をいう。以下同じ。）のうち同表の右欄に掲げる者（既に令和五年秋開始接種（大臣指示3(2)に規定する令和五年秋開始接種をいう。以下同じ。）を受けたものを除く。）とする。

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全度の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものであって、アンデソメランを含むものに限り。以下「モデルナ」という。）	生後6月以上の者
新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限り。以下「ファイザー（5歳～11歳用）」という。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者

認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限り。以下「ファイザー（5歳～11歳用）」という。）	歳未満の者
新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、ラクストジナメランを含むものに限り。以下「ファイザー（12歳以上用）」という。）	12歳以上の者
新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限り。以下「ファイザー（生後6か月～4歳用）」という。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

2 令和五年秋開始接種
 次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者とする。

モデルナ	6歳以上の者
ファイザー（5歳～11歳用）	5歳以上12歳未満の者
ファイザー（12歳以上用）	12歳以上の者
ファイザー（生後6か月～4歳用）	生後6月以上5歳未満の者

◎世田谷区公告第102号
 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているので公告する。
 令和5年11月16日
 世田谷区長 保坂展人
 別紙省略

◎世田谷区公告第103号
 東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。
 令和5年11月17日
 世田谷区長 保坂展人

- 1 起業者の名称
国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
- 2 事件名
令和5年第28号及び令和5年第28号の2

東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のための土地使用事件
 3 使用しようとする土地の所在、地番及び地目
 東京都世田谷区成城四丁目1855番1 雑種地
 4 縦覧場所
 東京都世田谷区玉川一丁目20番1号
 世田谷区道路・交通計画部道路計画課
 5 縦覧期間
 令和5年11月17日から同年12月1日まで

東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のための土地使用事件
 3 使用しようとする土地の所在、地番及び地目
 東京都世田谷区成城四丁目1856番6 宅地
 4 縦覧場所
 東京都世田谷区玉川一丁目20番1号
 世田谷区道路・交通計画部道路計画課
 5 縦覧期間
 令和5年11月17日から同年12月1日まで

東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のための土地使用事件
 3 使用しようとする土地の所在、地番及び地目
 東京都世田谷区成城四丁目1856番12 公衆用道路
 4 縦覧場所
 東京都世田谷区玉川一丁目20番1号
 世田谷区道路・交通計画部道路計画課
 5 縦覧期間
 令和5年11月17日から同年12月1日まで

◎世田谷区公告第104号

東京都収用委員会から、土地収用法(昭和26年法律第219号)第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。

令和5年11月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 起業者の名称
国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
- 2 事件名
令和5年第29号及び令和5年第29号の2

東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のための土地使用事件
 3 使用しようとする土地の所在、地番及び地目
 東京都世田谷区成城四丁目1856番4 宅地

4 縦覧場所
 東京都世田谷区玉川一丁目20番1号
 世田谷区道路・交通計画部道路計画課

5 縦覧期間
 令和5年11月17日から同年12月1日まで

◎世田谷区公告第106号

東京都収用委員会から、土地収用法(昭和26年法律第219号)第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。

令和5年11月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 起業者の名称
国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
- 2 事件名
令和5年第31号及び令和5年第31号の2

東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線のための土地使用事件
 3 使用しようとする土地の所在、地番及び地目
 東京都世田谷区成城四丁目1856番7 宅地

4 縦覧場所
 東京都世田谷区玉川一丁目20番1号
 世田谷区道路・交通計画部道路計画課

5 縦覧期間
 令和5年11月17日から同年12月1日まで

◎世田谷区公告第108号

開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年11月20日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区中町三丁目115番3の一部	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 野村不動産株式会社 代表取締役 松尾大作

規 則 (教)

次に掲げる規則を公布する。

令和5年11月10日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第19号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則(令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

日勤講師	区立の小・中学校における児童及び生徒の授業等の指導、進路指導、生活指導その他の教育に係る指導に関すること。
------	---

別表第2に次のように加える。

日勤講師	別表第1に掲げる日勤講師の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者
------	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

◎世田谷区公告第105号

東京都収用委員会から、土地収用法(昭和26年法律第219号)第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。

令和5年11月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 起業者の名称
国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
- 2 事件名
令和5年第30号及び令和5年第30号の2

◎世田谷区公告第107号

東京都収用委員会から、土地収用法(昭和26年法律第219号)第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。

令和5年11月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 起業者の名称
国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
- 2 事件名
令和5年第32号及び令和5年第32号の2

世田谷区公報

<p>次に掲げる規則を公布する。 令和5年11月30日 世田谷区教育委員会</p> <p>世田谷区教育委員会規則第20号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <hr/> <p>幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 第1条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>第4条第1項第1号中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。</p> <p>第2条 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条第1項第1号中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同項第2号中「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。</p> <p>附 則 この規則中第1条の規定は公布の日から、</p>	<p>第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">告 示（教）</p> <hr/> <p>◎世田谷区教育委員会告示第4号 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和2年4月世田谷区教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。 令和5年11月15日 世田谷区教育委員会 本則の表に次のように加える。</p>
---	---	---

日勤講師	月額	193,666円から280,669円までの額	38,733円から56,133円までの額	232,399円から336,802円までの額
------	----	------------------------	----------------------	------------------------

<p>附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>◎世田谷区教育委員会告示第5号 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和2年4月1日世田谷区教育委員会告示第1号）の一部を</p>	<p>次のように改正する。 令和5年11月29日 世田谷区教育委員会 本則の表を次のように改める。</p>
--------------------------------------	--	---

職名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
スクールカウンセラー	月額	102,590円から212,190円までの額	20,518円から42,438円までの額	123,108円から254,628円までの額
学校包括支援員	月額	162,514円から169,219円までの額	32,502円から33,843円までの額	195,016円から203,062円までの額
心理教育相談員	月額	100,800円から208,838円までの額	20,160円から41,767円までの額	120,960円から250,605円までの額
教育相談員	月額	187,733円	37,546円	225,279円
伝統工芸指導員	月額	101,571円	20,314円	121,885円
河口湖林間学園管理補助員	月額	148,718円		148,718円
学校給食栄養管理嘱託員	月額	171,251円	34,250円	205,501円
学校給食栄養管理嘱託員（指導員）	月額	104,653円	20,930円	125,583円
就学相談員	月額	140,800円から187,733円までの額	28,160円から37,546円までの額	168,960円から225,279円までの額
特別支援学級支援員	月額	144,378円	28,875円	173,253円
図書館嘱託員	月額	69,382円から147,047円までの額	13,876円から29,409円までの額	83,258円から176,456円までの額
図書館業務員	月額	43,200円から72,000円までの額	8,640円から14,400円までの額	51,840円から86,400円までの額
図書館業務員（障害）	月額	86,331円	17,266円	103,597円
学校警備嘱託員	月額	92,332円から135,571円までの額	18,466円から27,114円までの額	110,798円から162,685円までの額
学校業務嘱託員	月額	75,085円から133,485円までの額	15,017円から26,697円までの額	90,102円から160,182円までの額
幼稚園業務嘱託員	月額	74,279円	14,855円	89,134円
教育支援スクールソーシャルワーカー	月額	201,600円	40,320円	241,920円
学芸研究員	月額	162,514円から167,923円までの額	32,502円から33,584円までの額	195,016円から201,507円までの額
社会教育指導員	月額	174,628円から181,180円までの額	34,925円から36,236円までの額	209,553円から217,416円までの額
学校給食栄養管理補助員	月額	76,387円から106,941円までの額	15,277円から21,388円までの額	91,664円から128,329円までの額

世田谷区公報

令和5年12月20日（第753号）

	時給	1,273円	254円	1,527円
学校給食事務補助員	月額	61,714円	12,342円	74,056円
非常勤講師	時給	1,677円から2,379円までの額	335円から475円までの額	2,012円から2,854円までの額
学校警備補助員	日額	2,063円から20,374円までの額	412円から4,074円までの額	2,475円から24,448円までの額
学校業務補助員	月額	61,898円から127,923円までの額	12,379円から25,584円までの額	74,277円から153,507円までの額
幼稚園業務補助員	月額	61,898円	12,379円	74,277円
学校事務アシスタント	月額	61,714円から98,742円までの額	12,342円から19,748円までの額	74,056円から118,490円までの額
	時給	1,028円	205円	1,233円
学校事務嘱託員	月額	80,946円から129,513円までの額	16,189円から25,902円までの額	97,135円から155,415円までの額
不登校特例校養護教諭	月額	111,815円	22,363円	134,178円
教育相談専門指導員	月額	226,742円から274,584円までの額	45,348円から54,916円までの額	272,090円から329,500円までの額
主任教育相談員	月額	218,514円	43,702円	262,216円
スクールソーシャルワーカー	月額	201,600円から208,838円までの額	40,320円から41,767円までの額	241,920円から250,605円までの額
ほっとスクール指導員	月額	174,628円から181,180円までの額	34,925円から36,236円までの額	209,553円から217,416円までの額
自然教育指導員	月額	162,514円	32,502円	195,016円
幼稚園事務補助員	月額	41,142円	8,228円	49,370円
認定こども園事務補助員	月額	61,714円	12,342円	74,056円
幼稚園・認定こども園補助員（介助）	月額	44,516円から66,774円までの額	8,903円から13,354円までの額	53,419円から80,128円までの額
認定こども園保育員	月額	65,504円から131,008円までの額	13,100円から26,201円までの額	78,604円から157,209円までの額
認定こども園嘱託介助員	月額	146,787円	29,357円	176,144円
認定こども園保育支援員	月額	62,908円	12,581円	75,489円
幼稚園教育嘱託員	月額	62,908円から114,677円までの額	12,581円から22,935円までの額	75,489円から137,612円までの額
預かり保育補助員	月額	27,752円	5,550円	33,302円
教育支援嘱託員	月額	135,466円から192,761円までの額	27,093円から38,552円までの額	162,559円から231,313円までの額
養護教諭	月額	39,756円から111,815円までの額	7,951円から22,363円までの額	47,707円から134,178円までの額
学校医療的ケア看護師	月額	23,682円から159,859円までの額	4,736円から31,971円までの額	28,418円から191,830円までの額
スクール・サポート・スタッフ	月額	72,000円から98,742円までの額	14,400円から19,748円までの額	86,400円から118,490円までの額
歴史専門調査員	月額	174,628円から181,180円までの額	34,925円から36,236円までの額	209,553円から217,416円までの額
新BOP事務局長	月額	170,248円	34,049円	204,297円
就学援助費・就学奨励費事務補助員	月額	61,714円から72,000円までの額	12,342円から14,400円までの額	74,056円から86,400円までの額
就学事務補助員	月額	82,285円	16,457円	98,742円
教育指導課事務補助員	月額	87,428円	17,485円	104,913円

備考 地域手当に相当する報酬とは、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

世田谷区公報

<p>附 則 この規程による改正後の世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の規定は、令和5年4月1日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。</p>	<p>◎世田谷区教育委員会告示第6号 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和2年4月1日世田谷区教育委員会告示第1号）の</p>	<p>一部を次のように改正する。 令和5年11月30日 世田谷区教育委員会 本則の表を次のように改める。</p>
---	--	--

職名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
スクールカウンセラー	月額	103,161円から213,028円までの額	20,632円から42,605円までの額	123,793円から255,633円までの額
学校包括支援員	月額	167,619円から173,638円までの額	33,523円から34,727円までの額	201,142円から208,365円までの額
心理教育相談員	月額	101,523円から209,828円までの額	20,304円から41,965円までの額	121,827円から251,793円までの額
教育相談員	月額	190,247円	38,049円	228,296円
伝統工芸指導員	月額	104,761円	20,952円	125,713円
河口湖林間学園管理補助員	月額	152,552円		152,552円
学校給食栄養管理嘱託員	月額	175,974円	35,194円	211,168円
学校給食栄養管理嘱託員（指導員）	月額	107,539円	21,507円	129,046円
就学相談員	月額	142,685円から190,247円までの額	28,537円から38,049円までの額	171,222円から228,296円までの額
特別支援学級支援員	月額	149,333円	29,866円	179,199円
図書館嘱託員	月額	72,331円から152,914円までの額	14,466円から30,582円までの額	86,797円から183,496円までの額
図書館業務員	月額	44,929円から74,881円までの額	8,985円から14,976円までの額	53,914円から89,857円までの額
図書館業務員（障害）	月額	86,331円	17,266円	103,597円
学校警備嘱託員	月額	96,021円から140,988円までの額	19,204円から28,197円までの額	115,225円から169,185円までの額
学校業務嘱託員	月額	78,085円から138,819円までの額	15,617円から27,763円までの額	93,702円から166,582円までの額
幼稚園業務嘱託員	月額	77,376円	15,475円	92,851円
教育支援スクールソーシャルワーカー	月額	203,047円	40,609円	243,656円
学芸研究員	月額	167,619円から172,419円までの額	33,523円から34,483円までの額	201,142円から206,902円までの額
社会教育指導員	月額	178,438円から184,380円までの額	35,687円から36,876円までの額	214,125円から221,256円までの額
学校給食栄養管理補助員	月額	79,078円から110,709円までの額	15,815円から22,141円までの額	94,893円から132,850円までの額
	時給	1,317円	263円	1,580円
学校給食事務補助員	月額	64,184円	12,836円	77,020円
非常勤講師	時給	1,701円から2,379円までの額	340円から475円までの額	2,041円から2,854円までの額
学校警備補助員	日額	2,150円から21,236円までの額	430円から4,247円までの額	2,580円から25,483円までの額
学校業務補助員	月額	64,516円から133,333円までの額	12,903円から26,666円までの額	77,419円から159,999円までの額
幼稚園業務補助員	月額	64,516円	12,903円	77,419円
学校事務アシスタント	月額	64,184円から102,694円までの額	12,836円から20,538円までの額	77,020円から123,232円までの額
	時給	1,069円	213円	1,282円
学校事務嘱託員	月額	84,387円から135,019円までの額	16,877円から27,003円までの額	101,264円から162,022円までの額

不登校特例校養護教諭	月額	115,907円	23,181円	139,088円
教育相談専門指導員	月額	227,504円から274,584円までの額	45,500円から54,916円までの額	273,004円から329,500円までの額
主任教育相談員	月額	219,276円	43,855円	263,131円
スクールソーシャルワーカー	月額	203,047円から209,828円までの額	40,609円から41,965円までの額	243,656円から251,793円までの額
ほっとスクール指導員	月額	178,438円から184,380円までの額	35,687円から36,876円までの額	214,125円から221,256円までの額
自然教育指導員	月額	167,619円	33,523円	201,142円
幼稚園事務補助員	月額	42,789円	8,557円	51,346円
認定こども園事務補助員	月額	64,184円	12,836円	77,020円
幼稚園・認定こども園補助員(介助)	月額	46,348円から69,522円までの額	9,269円から13,904円までの額	55,617円から83,426円までの額
認定こども園保育員	月額	67,214円から134,429円までの額	13,442円から26,885円までの額	80,656円から161,314円までの額
認定こども園嘱託介助員	月額	151,397円	30,279円	181,676円
認定こども園保育支援員	月額	64,884円	12,976円	77,860円
幼稚園教育嘱託員	月額	64,884円から118,279円までの額	12,976円から23,655円までの額	77,860円から141,934円までの額
預かり保育補助員	月額	28,932円	5,786円	34,718円
教育支援嘱託員	月額	141,028円から194,895円までの額	28,205円から38,979円までの額	169,233円から233,874円までの額
養護教諭	月額	41,210円から115,907円までの額	8,242円から23,181円までの額	49,452円から139,088円までの額
学校医療的ケア看護師	月額	24,125円から162,846円までの額	4,825円から32,569円までの額	28,950円から195,415円までの額
スクール・サポート・スタッフ	月額	74,881円から102,694円までの額	14,976円から20,538円までの額	89,857円から123,232円までの額
歴史専門調査員	月額	178,438円から184,380円までの額	35,687円から36,876円までの額	214,125円から221,256円までの額
新BOP事務局長	月額	173,861円	34,772円	208,633円
就学援助費・就学奨励費事務補助員	月額	64,184円から74,881円までの額	12,836円から14,976円までの額	77,020円から89,857円までの額
就学事務補助員	月額	85,579円	17,115円	102,694円
教育指導課事務補助員	月額	90,927円	18,185円	109,112円

備考 地域手当に相当する報酬とは、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第21号)第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

附 則

この規程による改正後の世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の規定は、令和5年4月1日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員については、同年12月1日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。

- (1) 令和5年4月1日から同年12月1日までの期間において発令された任用期間(区における任命権者によって任用される期間に限る。以下同じ。)が、通算して3月以下の会計年度任用職員
- (2) 令和5年4月1日から同年12月1日までの期間において発令された任用期間中の勤務日数及び勤務時間について、1週間当たりの勤務日数が2日以下、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第36号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条の規定による公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は次のとおりである。
令和5年11月21日
世田谷区選挙管理委員会
1 選挙の種類
令和5年4月23日執行世田谷区議会議員選挙
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
6,600,000円
3 報告書の要旨
別添のとおり

別添省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第37号
世田谷区選挙管理委員会会計年度任用職員の報酬の額の告示(令和5年3月1日世田谷区選挙管理委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。
令和5年11月30日
世田谷区選挙管理委員会

本則の表選挙事務補助の項中「4,114円」を「4,278円」に、「822円」を「855円」に、「4,936円」を「5,133円」に改める。

附 則

この告示による改正後の世田谷区選挙管理委員会会計年度任用職員の報酬の額の告示の規定は、令和5年4月1日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。ただし、次の各号のいずれかに該当する会計年度任

用職員については、同年12月1日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。

- (1) 令和5年4月1日から同年12月1日までの期間において発令された任用期間（区における任命権者によって任用される期間に限る。以下同じ。）が、通算して3月以下の会計年度任用職員
- (2) 令和5年4月1日から同年12月1日までの期間において発令された任用期間中の勤務日数及び勤務時間について、1週間当たりの勤務日数が2日以下、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員